

<b>平成 2 5 年 第 2 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	平成 2 5 年 6 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 5 年 6 月 6 日 午後 3 時 0 7 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。平成25年第2回定例会4日目の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。昨日、安倍政権の経済政策の柱となる成長戦略の素案が示されました。いわゆるアベノミクスの金融緩和、財政出動に続いて、3本目の矢が放たれようとしています。その評価の賛否は各自それぞれと思われませんが、経済の好転、国民生活の向上に繋がるようなものであって欲しいと期待をするとともに、全国町村会長であります川上村藤原村長の会見にもありますように、地方が置き去りにされないことがないように注視をしていきたいと思うところであります。さて、本日は一般質問であります。4月の議会議員改選後初の一般質問となります。議員の皆様には町政に対して抱負を述べる場であります。単なる批判にとどまらず、自らの考えを主張し、町政のあるべき姿を求め、町の発展に繋がるよう、政策提言により質の高い一般質問であり、真摯な応答を期待するものであります。なお、本日はふれあい会の皆様が大勢傍聴をされています。大変ご苦勞様です。定刻になりました。ただ今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。なお暑いようでしたら上着を脱いで頂いて結構です。</p>

日程第1 「一般質問」

議長	日程第1、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する第63条の規定により、質問は左の欄の同一事項について、原則として3回までとしますので、ご協力をお願いいたします。それでは、順次質問を許します。初めに、第3番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。
----	---

第3番 篠原義従 議員

3番議員	3番議員篠原義従です。よろしくお願いいたします。私は無学文盲ではありますが、小海町を愛する気持ち、小海町の将来を案ずる気持は誰にも負けないつもりであります。この先4年間、この情熱を失わないよう議員活動を頑張っていく所存であります。よろしくお願いいたします。それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。小海町の人口が減少し続けている現状を、どう認識しておられるのか、またこれから先、どのような姿勢で取り組んでいくのか、その決意、お考えを町長始め、管理職の皆様にお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
------	---

総務課長	おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは私の方より人口減少問題についての基本的な考え、取り組みについてお答えを申し上げたいと思っております。少子高齢化、人口減少問題は、現在日本が抱える大きな社会問題で、その中でも小海町は5年後の日本に一番近い町として過疎、少子高齢化が特に進んでおります。現在の人口は5,214人、高齢化率は35.4%で、これ以上の人口の減少は将来の町づくりの根幹を揺るがす重大な問題で、対策が喫緊の課題であると認識しております。町はこれまでも過疎脱却を重点施策に掲げ、企業誘致や宅地造成、若者定住事業、キャリアフル事業などを実施してきましたが、人口流出を止めるに至っておりません。改めて時代に即した定住策についてみんなで知恵を出し合い、人口減少の流れを少しでも食い止める抜本的施策の立案作成が必要であると考えております。具体的取り組みにつきましては総務課関係、現在いくつかの計画を試行に向けて進めているところであります。ご説明を申し上げたいと思っております。ひとつは町づくり研究委員会によるプロジェクトです。これは係長クラスでつくる横断的研
------	--

	<p>研究会で、副町長を中心に昨年より定住促進について研究しております。平成26年度からの新たな定住促進策の試行を目指して計画案の作成、制度設計等、現在準備を進めておるところでございます。具体的には定住者の生活基盤の安定が大きな課題となっておりますので、Iターン者や子育て世代を対象に住宅支援、就業支援、子育て支援等を総合的に支援するメニューを作成中です。また定住モデルとして就農支援、地域おこし協力隊の受け入れ等の準備を行い、地場産業や地域活性化等を担っていただく一方で、定住に向けた支援を併せて行ってまいりたいと思います。2つ目は日大経済学部の学生の皆さんによります現場フィールドワークとしての小海町の研究です。3年目に入り、今年も外からの目、若者の目で小海町の定住をテーマに研究を頂いておるところでございます。Iターン者やUターン者や後継者、跡取り者等の支援、事業所での就農状況についてヒアリングを行ったり、基礎データを集めた中で今後分析した中で定住促進についてのご提案をいただく予定でございます。これらを今後の町の定住促進の参考とさせていただく予定でございます。その他、空き家対策についてでございます。田舎暮らしを希望する都会の皆さんへの情報提供、あるいは、相談会等を通じ小海町の豊かな自然や医療、福祉、子育ての充実、交通の利便性等、住み良さ、あるいは安全安心、魅力等々を積極的にPRしていく中で、定住促進に繋げていく考えでございます。以上3点を申し上げまして、総務課で現在進めている定住促進策をご理解を頂きたいと思っております。私からは以上でございます。</p>
町民課長	<p>おはようございます。町民課関係、福祉関係を中心にお答えを申し上げます。町民課の関係、福祉、それから住まい、暮らし、安全安心というような部門を主に取り扱っております。まず住まいの問題でございますが、高齢者並びに若年層向けには町営住宅、それから老人福祉住宅等を準備いたしまして若者世代を中心とした流出防止、定住促進という観点から今まで各種事業を行ってまいりました。町営住宅については開発公社からの取得分も含めまして144戸、現在町として管理しておるという状況でございます。保健福祉を中心とする暮らしの事業につきましては、各種保健事業、医療保健、検診等も踏まえて、今まで健康づくりという観点から住民福祉の向上を進めてまいったというところでございます。安全安心の部門につきましては消防関係を当課で担っておることから、防災関係につきましても安全安心の維持に努めてまいったということでございます。それから、子育て支援の関係につきましては、子育て支援課で担当はしておりますけれども、保育料の軽減をし、本年4月からは完全給食を実施したところでございますし、子育て応援</p>

	<p>クーポンを発行し親御さんの負担軽減に努めて、若者世代の暮らしやすさというものを追究してきたというところでございます。人口減少につきましては、やはり地域活力が低下するということが最大のポイントでございます。高齢者、高齢層、障害者層、若年層、一般の青年層と色々な方がおるわけですが、一部には単に増えればどうなるかということの議論の余地はございますが、やはり若者世代を中心とした流出防止、定住促進は重要であるというように考えておりますので、今後も住まい、暮らし、安全安心という部門につきましては精力的に事業を実施してまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>おはようございます。産業建設課関係で申し上げたいと思います。最初に人口減少の認識についてということで私の感じているところを申し上げます。人口減少することに対する認識ですけれども、本来ならば人口の増減がなく、同じ人口の比率でいければそれが一番安定していることだと思えます。しかし、急激な人口の減少、その中でも特に高齢化の進行等が町の政策のシステムや地区の見直し、農業後継者の問題、農業の荒廃地の問題、森林の維持整備、食糧自給率など色々な解決しなければならない課題がたくさん出てくると思えます。大きな問題でございまして、これはもう日本全体、保健医療、介護、年金、労働力の確保などものすごく大きな問題だと認識しております。続きまして、どういう姿勢で取り組んでいくかというところでございます。産業建設課としましては、まず農業関係でございまして、県の農業改良普及センター小海支所の知恵と力をお借りしまして、町への新規就農者を確保すべく取り組んでおります。具体的に申し上げますと4点あります。1点目が新規就農の里親制度、2点目が人農地プランの中の青年就農給付金制度、3点目が新規就農の継承総合支援事業、4点目が農業担い手育成基金事業、事業名だけ申し上げましたけれども、こういう事業を中心に取り組んでいくと、最近では3名ほどの対象者がおりまして、後継者が育っているという状況でございます。同じように細かくは申し上げませんが、観光関係ですとか、商業、工業、土木、建設業、林業、畜産業などなど、さまざまな一次産業二次産業が発展することが人口増に繋がっていくと、この発展の基本的なことがないと町の発展はありえないかなと考えております。小さい事業から大きい事業まで町の中では、人とお金の制約があります。そういう中で目的効果、政策などをしっかり議論しまして、予算化をしまして、そしてその目的効果がしっかり生まれるように町民皆様のご支援とご協力を頂きながら町政を実施していくことが大切だと考えております。以上</p>

	です
町長	<p>ご苦労さまでございます。また傍聴の皆さん大変お忙しい中ありがとうございます。それでは篠原議員さんのご質問に対しましてお答えさせていただきます。今、3人の課長から現状と今後の具体的な政策等も含めて答弁をさせていただきます。昭和31年に小海町が発足いたしまして、昭和45年、過疎町村に指定されました。以来、ずっと時の理事者、また議会議員の皆さん、また町民の皆さんも何とか人口の増、また現状維持というものを求めて事業を推進し、また町民の福祉の向上のために政策の展開をしてまいりました。しかし今の日本、そして経済、こういった面からなかなか人口増ということは不可能であると、そういった中で今、篠原議員さんがおっしゃったように何とか減少を少しでも食い止める、こういった政策をしていくことが基本だろうと思っております。今、具体的な話は致しましたけれども、Uターン、Iターン、そして交流人口の中で多くの皆さんに来ていただいて、そして小海町を好きになっていただき、そして住んでみたいと、このような考えを持っていただくということが基本だろうなと思えます。それには行ってみたいから、住んでみたいに変わらなければなりません。それには小海町が素晴らしい所であると、こういうことにならなければならないわけですが、一番大きな問題として就労の場の確保、また住宅、あるいは子育て、保健や医療、こういった点をアピールしながら多くの皆さん、1組でも2組でも小海町に住んでいただけるような政策を今後展開していくことが必要だろうと思えます。平成28年には中部横断自動車道が八千穂インターまで供用開始になるだろうと思っております。長野県では下條村は非常に通勤ということで素晴らしい住宅を提供し若者に定住をしていただく、こんな政策も展開しております。こういった先進地に町づくり研究委員会の係長の皆さんも視察に行っていました。そういったことも活かしながら、これからは思い切った政策というものを展開していかなければいけないなと思えます。例えばUターンをした皆さんには今奨学金という制度がございますけれども、こういった奨学金の返還を免除するとか、あるいは格安な宅地を提供する、安価な住宅を斡旋する、住宅の取得に助成金を出すとか、あるいは保育園の充実、また結婚、出産、こういったものに力を注いでいく、こういったことが一番大事ではなからうかと思っております。いずれにしましても篠原義従議員さん、選挙広報にありますように、人口減少ストップということが第一に掲げた訴えでございます。私も全くその辺につきましては同じ考え方を持っておりますので、一緒に町づくりにご協力、またお力添えを頂戴でき</p>

	ればありがたいと、このように思っているところでございます。
4 番議員	<p>大変ありがとうございました。皆様の強い熱意を言葉上は感じ取ったわけですが、先ほど話しに出ましたUターン、Iターンの話もそうですけれども、住む場所がないと帰ってきても駄目ということです。また裕福な都会の人たちがひょんなことから小海町に住んでみたい、という話があった時にやっぱり提供できる住宅の土地もなければいけません。そういったことも1つずついっぺんにはできませんが、考えてやっていてもらいたいと思います。また、町民課長が言いましたように、小海町も住宅、アパートはたくさんあるんですね、今会社の名前だして良いか分かりませんが、下の方ですごいアパート会社がどんどんと造っているというのが、若者の心をとらえた間取り、それからインフラ整備、諸々がすごく人気があって、場所が良い所だと着工と同時に入居者が満杯になるというような状況であります。だから町民課長にお願いしたいんですけれども、質の良い住宅ですね、それを心がけていったらいいんじゃないかと思います。また、町長にも思い切った事業を展開していくという力強いお言葉を頂きましたので、私も大変うれしく思っております。3人の課長さんには私が馬流区長時代に大変ご尽力いただき、小海町のために持ち場、持ち場で町民サイドに立ち、職責を全うする姿勢が強く感じられました。これからも先ほど述べたような志を折らないように続けていてもらいたいと思います。そして、後は町長、町長が強いリーダーシップを発揮し、小海町を明日に向かって前進させる、させていただきたい、私は小海町の利益のため、町長が立ち上がり音頭を取った暁には、近隣市町村はもとより、北は北海道から南は九州沖縄、県庁に永田町、お声がかかればどこまでもお供する所存であります。昔のことわざにも犬も歩けば棒に当たるとのことわざがありますが、ぜひ小海町将来のためにもう一步踏み出し行動を起こしていただきたく、お願いし私の質問を終了させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	以上で第3番 篠原義従議員の質問を終わります。
議 長	次に、第5番 新津孝徳年議員の質問を許します。新津孝徳君。
<h3><u>第 5 番 新津孝徳 議員</u></h3>	
5 番議員	5番 新津孝徳です。先に提出いたしました通告書に基づいて質問をさせていただきます。

	<p>今回は旧北牧小学校跡地の急傾斜地指定について、それと、木質バイオマスによる売電施設を検討していただきたい、この2点を質問いたします。まず1番目の旧北牧小学校跡地の急傾斜地の問題でありますけれども、私たち跡地利用検討委員会といたしましては、22年の11月5日より24年11月12日まで2年あまりにわたりまして跡地利用について検討を重ねてまいりました。そして、その最終回のまさに答申をしようとしている会議の中で急傾斜地に指定されたことを告げられました。そこでこの急傾斜地の指定というものは県から一方的に指定されるものなのか、事前の打ち合わせとか打診というものはなかったのか、指定されたのはいつだったのか、これをまず伺いたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>それでは資料綴りの1ページに地図をお示ししてございますので、それに基づきまして今ご質問の内容について説明をさせていただきたいと思います。これは北牧小学校を中心に拡大した土砂災害警戒区域等の図面ということになります。急傾斜に指定にされているところですが、指定されたのは平成19年9月27日に指定されて告示されています。この縮尺はちょっと拡大してありますので正確な縮尺でないので申し訳ありませんが、真ん中に黄色く大きく囲まれている部分が土砂災害警戒区域と、危険の恐れのある土地の区域ということになります。それがイエローゾーンというものです。そのもっと中に土砂災害特別警戒区域という著しい被害の恐れのある土地の区域と、これがレッドゾーンと言われておりまして、ちょっと赤っぽい色が3つに分かれていますけれどもそれはあまり気にしないで赤い区域だという考え方でよろしいかと思います。平成19年に全国的にやりましたけれども、これは特に長野県の方で航空写真に基づきまして、これは平成14年の写真だと思いますけれども、機械的に当てはめて必要な所は現場を見てこの区域が決められて告示されたということでございます。その平成19年の当時、航空写真では分からない場所っていうのはどうしても木が大きく茂っていたりとか傾斜が分からない所は現場を見たり、町へ問い合わせが来たりして指定したかと思いますが、原則は傾斜度の数字に基づきましてこのイエローゾーン、レッドゾーンというのは決められたということになるかと思います。これは現在ホームページに載せてございますし、昨年平成24年度にはこの急傾斜と土砂災害、土石流ですね、土石流のことで、洪水のハザードマップのその3種類のを一つの地図に載せたものを昨年ハザードマップということで各地区の区長さんを中心に配布をさせていただきましたけれども、その中でここが急傾斜の指定がされているという内容でございます。私</p>

	の方から以上で、よろしく申し上げます。
5 番議員	この資料は前にも一度私は見させてもらったことがあるんですけども、この告示の年月日がここに19年とありますけれども、皆さんに知っていただくために新たにこういう機会を使わせていただきました。それで昨年、何故その時に24年になってからこういうことが出てきたのか、我々の検討委員会が始まる前に見せてもらっても良かったと思うんですけども、そうなりますと、これはあまり影響を与えないという解釈なのかと思いますけれども、急傾斜地に指定されますと当然従わないわけにはいかないと思いますが、この指定により使用できない部分、あるいは使用可能な部分がここに一目分かるわけでございますけれども、この面積については分かるでしょうか。どれ位使えなくなるとか、例えば用途によっては使えるとか、その辺は分かりますでしょうか。
産業建設課長	正確な面積でなくて申し訳ありませんけれども、面積だけ申し上げます。体育館ですね。屋内体育館と校舎の床面積、合計で5366平方メートルということになります。地図で見ますと半分以上ですね。黄色の中に入ります。一部レッドゾーンの中に建物が入ることになります。あと運動場ですね、グラウンドにつきましてはちょっと正確な数字じゃなくて申し訳ないですが、80メートルの70メートルというだいたいの距離になりますので、5600平方メートルぐらいになると。これは赤が一部バックネットの辺がレッドゾーンにかかりますけれども、イエローゾーンはほぼ半分とまではいかないですけれどもイエローゾーンの中に入ることになるかと思えます。面積については以上でございます。使用できるかどうかって話でございますけれども、制約がかかっているのはレッドゾーンの所に新たに建物をつくるとかいう場合は県に届け出て都市計画法に基づく確認申請等々でそういう届け出の義務が生じると、イエローゾーンについては特に土砂災害防止法のなかでは規制はないということでございます。法律上ですね、そういうことでございます。以上でございます。
町民課長	関連しまして、制度的なものについてご説明申し上げます。ご質問の主旨としましては補助金が絡む話しかと思いますので、関連で答弁を申し上げるわけでございますが、昨年の10月に長野県の健康福祉部の方で社会福祉施設等の安全対策についてという指針が出たということでございます。これは何を意味するかと言いますと、高齢者や障害者等が多数入所する大規模施設の補助についてこの土砂災害警戒区域のいわゆるイエローゾーンにつくりたいといった場合の補助基準をどうするかというものが示されたということで

	<p>ございます。昨年の10月の話でございます。主旨は大規模な社会福祉施設で洪水にあたり、土石流にあたりした被害が全国的にあるという中で先ほど産建課長が説明申し上げましたとおりレッドゾーンについては開発規制がかかっておるということで一定の歯止めが効くということですが、イエローゾーンについては開発規制がかかっておりません。法的な開発規制がかかってないということから、長野県においては大規模施設、福祉施設ですと30人以上というものでございますが、そういった施設を造る場合、安全な場所へ誘導したいということからイエローゾーン内の新築増築移転改築については補助をしないと、これは、例外はないという方針を打ち出したということございまして、それを25年4月1日から適用するということございまして、法的には建てられるのですが、補助はしないと、簡単に言うとそういうことございまして、したがって単独ならいいのかという議論がございまして、補助が受けられないということが判明したということございまして、この大規模というのは30人以上の入所施設であるということございまして、29名以下の施設であれば補助が可能であると、これは長野県全般を見た議論でございまして、小海町が、それがどうこういう話ではございませんが、そういう基準が出ております。ただ、特養等の色々な入居施設ということになりますと、また規模の問題ですとか立地の問題とか、まったく別の論点がございまして、このイエローゾーンの取り扱いについては補助がないということが判明したということございまして。</p>
5 番議員	<p>建物が建てられるけれどもということ、やはり補助ということはどこがやるにしても大変問題なことだと思います。これはこの地図から見ますと大変大部分を占めていると思います。私も跡地利用委員会といたしましては、この跡地利用は町の行政運営や地域の活性化にとっても大変重要な意味合いを持っているという事は言うまでもありません。そこでこの跡地利用が小海町の将来を見据えた町づくりの中核をなすべき重要な事業であることを認識し、併せて町の抱える少子高齢化や若者定住の受け皿としてまた新たな町づくりの基盤となるよう利用方法を多角的に議論し、三案で答申いたしました。この今面積と言いますか、目で見ればわかりますけれども、大変大きいと思いますけれども、使用可能な範囲もわかりますけれども、本当にこれが、我々が答申したことすべてがこれで利用可能なのか、また南部広域の中で、美ノ輪の移築先の候補にもなっているようですが、それらもクリアできるのかその辺の答弁をお願いしたいと思います。</p>
町 長	<p>ご苦労様です。お答え申し上げます。北牧小学校の跡地利用検討委員会から</p>

	<p>12月6日に答申書をいただきました。本当にありがとうございました。また、その中で3点の提案を頂戴しているところでございます。その1点の福祉施設という面においてお答えをさせていただきます。今図面で示したように、例えば美ノ輪荘の移転ということになれば、今町民課長がお答え申し上げましたとおり、規模の問題、そういった課題は残りますけれども、現状の50床、あるいは70床、こういったことを求め、またなおかつ将来拡大していこうと、こういったことであるならば現状においては美ノ輪荘を旧北牧小学校の跡地に移築する、こういったことは非常に難しいと思っております。例えば1つの例として、愛の郷というのが佐久市にあるわけでございますけれども、規模的には100床ちょっとの施設でございますけれども、事業費は14億円程かかったとお聞きしております。うち6億円が補助金ということでございますので、それを単独で行うということは非常に財政的にも難しいということでございますので、その辺につきましてはぜひともご理解を頂きたいと、このように思っているところでございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>説明がございましたので、ちょっとマニュアルと変わっちゃって申し訳ないですけれども。今回は急傾斜地の指定ということでしたが、今後も公有地でどんな問題が発生するか分かりません。その時は何らかの形で説明をその都度していただきたい、これを希望といたしまして次へ進ましていただきます。2点目の問題といたしまして、木質バイオマスによる売電施設の検討をしていただきたい、そう思いましてこの質問をさせていただきます。太陽光発電によるメガソーラーも実現しないうちにとされるかと思いますが、やはり大きな事業の計画から実現までにはとにかく時間がかかる、そういったことから4月の町議選の中でも多くの方が雇用の場の確保、若者の町内定住策が必要であることに触れていました。私も他にどんなに良い施策があっても働く場所がなければ若い人たちの町外流出は止められない、そうなる子供の数が増えないという結果に繋がります。歴代の人々が色々な知恵を絞っても人口は減少の一途をたどっています。これは看過できないことではあります。近年、全国的に自然エネルギー、再生エネルギーに目が向けられています。今我が小海町にあるもの、それは、水力、太陽光、木質バイオマスに繋がる山林、それと遊休農地であります。新たな発想も大事であります、これらを利用するのが手っ取り早い策ではないでしょうか。中でも木質バイオマス発電は県内の塩尻でも計画され進行中であり、データもあります。多くの雇用を望め、林業関係者や個人の持ち主にも希望と働く場を提供すると思います。木材が活発に動けばまた植林もするというサイクルが生まれま</p>

	<p>す。今この辺が全然停滞しております。林業が活性化し、山がきれいになれば、環境面や観光振興、そして災害防止にとその役割は大きく、関係する人々への影響は多大であると思います。これらを踏まえて木質バイオマスによる売電施設について町長のご意見を伺いたいと思います。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。今新津議員さんがおっしゃいましたように、この地域は見渡す限り山林であり、この資源を有効に活用し、雇用の場の確保と林業の活性化、また産業の振興と、こういった面で大きく寄与できるのではなからうかなと、私もその考え方については同じでございます。しかし、今ご指摘がありましたように塩尻で平成27年操業開始ということで、約70億円の投資をし、そして10メガの木質バイオの発電をしていきたいということで現在進行中でございます。その中で大きな課題というのが、そこに持ち込む材、原料でございますけれども、その確保がどうかということが今議論になっているということでございます。私も昨年の1月28日、日帰りで福島県の木質バイオマスの工場の視察に行っていました。これは今塩尻で計画されている規模のちょうど半分でございます。5000ということでございますけれども、35億程の投資をし、現在フル稼働をしているということでございます。確かに雇用という面、あるいはお聞きしますと、発電所の運転に12人の方が働き、そして木質の燃料の集荷、あるいは集材には60人の方が働いておられるということでございます。そういったことも含めて見て来ましたが、なかなか1町村だけでは難しいのかなと、このように強く感じて帰ってまいりました。いずれにいたしましても、今後の大きな課題だろうと思っ</p>
4番議員	<p>今材料の問題とか規模の問題も出ましたけれども、それはまた触れるといたしまして、この施設はですね、やり方次第では農業用の廃プラの処理もできるところであります。昨年の小海町の農業用の廃プラ処理は、運賃も含めて400万円近くかかっています。町で運賃の一部を助成していますが、毎年この金額を負担する農家にとって少ない金額ではありません。稲子の第二予冷庫の改修工事への700万円の補助もありましたが、廃プラのみでも10年20年と考えたら大変な額であります。野菜の販売価格が低迷している中、農家への力強い応援にもなると思います。悪いことが重なる例はよくありますが、これは大変その中で良い例に挙げられると思いますが、その辺を踏まえて町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。林業と並んでそれ以上に今は町の基幹産業が農業であり、廃プラにつきましては今新津議員さんがおっしゃったように農家の皆</p>

	<p>さんが大きな負担をし、そして町では運搬費の一部を助成しているというのが実態であります。仮に木質バイオマスとして売電施設を設置した場合に、まだ勉強不足で大変申し訳ないですけれども、基本的には廃プラというのは売電には対象外ではないかと想像をしております。というのは、固定価格の買取制度においては1キロワットあたり普通の間伐材、こういったものについては33.6円、一般木質、こういったものにつきましては25.2円、そして建築廃材、こういった工業から生まれるもの、建設資材廃材、こういったものにつきましては13.65円ということで、それぞれ定められているとお聞きしております。そういった面からすると廃プラそのものについては対象にならないのではなかろうかなと想像するわけですけれども、ただしその焼却炉、焼却する場合について、熱を加える場合について、熱量を向上させる、あるいは、農家の皆さんに非常に効果的である、こういったことにつきましてはおっしゃるとおりであると思っています。今後構想、あるいは計画をする段階においてそれぞれそういったことも踏まえて研究をしていく必要があるんだろうなと思っているところでございます。</p>
5 番議員	<p>私も研究不足のところはありますけれども、森林組合の関係の方ともお話を伺いまして、今後木材チップを使った肥料も普及したい等々色々ありましたが、森林組合のトップも組合によっては市町村の首長が兼ねている所が多く、行政との両立で施策に相乗効果があるのではないのでしょうか。材料の調達は先ほど町長が言ったとおりでありますけれども、これがありますので、やはり佐久広域とか、南佐久6ヶ町村単位での取り組みを小海町長の提案と主導で進めてもらいたいと思います。そしてできれば小海町にと誘導していただきたいと思いますが、再度町長のその辺のご所見を伺いたいと思います</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。1町村ではなかなか難しいというのは、小諸市さんが以前にこういったバイオマスの発電の施設の計画をしたことがあるようでございます。しかし、実行の可能性を調査した結果、なかなか事業化は難しいと、こういった結論に至っているとお聞きをしております。そういったことから今現在は県において塩尻市に10メガの木質バイオの発電施設の建築を今計画しており、先程私が述べたとおり27年度に稼働の開始に向けて今進めているということでございます。そういった中で、小海町が音頭を取ってこの事業を推進したらどうかということでございます。当然森林組合さん、あるいは近隣のチップの工場、佐久穂にもありますし、また小諸市にもございますけれども、こういった皆さん、あるいは佐久広域全体のなかでど</p>

	<p>うなのかという議論になろうかと思ひます。どこが音頭を取るか、小海町に音頭をとれということでございますけれども、あるいは設置場所はどうするのか、あるいは規模だとか、あるいは原料の集材だとか、そういったこと、あるいは財源はどうするのか、その後の運営、経営、こういったこと、課題はたくさんあるかと思ひます。どちらかと言うと、民間主導でぜひとも小海町に設置していただきたい、こんなことが理想ではなからうかなと思ひしております。それによって先程も出ておりますけれども、自然と森林を守る、あるいは雇用の方が生まれる、多くの皆さんがそこへ参加をすることができる、こういった意味からしても非常に望ましいものではあることは私も同じでございますけれども、そういったことを色々今後研究していく必要があるだろう、また、塩尻に今つくろうとしている県の施設、この運営、経営、そして動向というものをある程度見極めなければ、なかなか次のステップへ乗るといふのは難しいのではなからうかなと思ひしております。いずれにいたしましても、声掛けとかそういったことについては、またしてまいりたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
5 番議員	<p>ただ今町長から前向きな話を伺いましたので、行政でなくても当然結構でございます。どこかの会社がやっていただけ、それでも取り巻きは大変大きいものがあります。水力や太陽光とは違ひまして、設置したら終わりではない、そこに魅力がありますので、ぜひともその辺をお考えしていただきたいと思ひます。そして何かやらなければならない、先程課長の皆さんから色々な話を伺いましたけれども、やはりそこからもう一步踏み出すことがないかというような危機意識を持って前進していただきたいと希望し、私の質問を終わります。</p>
議 長	<p>以上で第5番 新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで11時10分まで休憩といたします。 (時に10時53分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 (時に11時10分) 次に第4番 篠原憲雄議員の質問を許します。篠原憲雄君。</p>
<p><b><u>第 4 番 篠原憲雄 議員</u></b></p>	
4 番議員	<p>4番 篠原憲雄です。先に提出しました一般質問通告書に従ひまして、3件質問いたしますのでよろしくお願ひいたします。まず1点目でございますが、教育委員会の教育方針については質問いたします。時代の変革とともに教育</p>

	方針も見直すべきは、見直すことが必要と考えるが、教育委員会の教育方針とはどのような方針ですか。お願いいたします。
教育長	ご苦労様です。それではただいまご質問頂きました小海町の教育委員会の教育方針につきましてご説明いたします。町の教育基本方針というのは、本年3月に長野県におきまして第二次教育進行基本計画が策定をされました。この県の計画を加味いたしました計画を今後町の教育委員会で策定いたしますが、現在町の教育方針につきましてまずご説明いたします。少子高齢化、社会のグローバル化、情報化のさらなる進展など、教育を取り巻く環境の変化が進む中、1といたしまして学校教育の充実、2といたしまして学校施設の充実、3といたしまして家庭、地域の教育力の充実、具体的には今この3点が学校教育の基本方針でございますが、具体的にはまず少子化によります児童生徒数の減少に対応いたしました教育環境の整備、充実のために小学校を保護者、地域、学校、町民、皆様のご協力を頂きながら統合いたしました。学校教育の充実におきましては、小学校におきまして少人数学級、国際交流と英語教育、パソコン、理科専科、登校支援に町の講師6名を採用いたしまして指導による確かな学力、そして豊かな心を身に着ける教育を進めております。2つ目、学校施設の充実につきましては、特にこの統合の23年度24年度を中心に施設整備を重点的に進めております。今後は施設整備とともに環境の整備も進めてまいりたいと思っております。そして3つ目、家庭、地域の教育力の充実につきましては、具体的な家庭教育について学校並びにPTAの研修等、そして子育てサポート制度による地域の皆様の学校への係りを深め、また地域全体で子供を育てる、そういう体制づくりを進めております。以上でございます
4 番議員	教育委員会の教育方針とともに、社会情勢の変化により子どもの考え方、保護者の考え方、先生の考え方、最近ではいじめ問題、体罰問題等、子どもたちの環境も変わり、学校教育、社会教育、家庭教育、複雑多岐にわたりますが、係わりを持つ教育委員会の思いが反映できるようより良い教育情勢に努めていただきたいと思えます。次の質問に入ります。集落再生支援事業について質問いたします。集落再生事業、区民にとって大変ありがたい事業であります。使用できる事業とできない事業についてご説明をお願いいたします。
総務課長	それではお答え申し上げます。集落再生支援事業は平成23年度から始まり、今年で3年目を迎える事業でございます。区と行政が連携し、地域の課題を、地域が主体となり、区民と知恵と汗を出し合ったなかで解決するという協働

	<p>事業でございます。ただ今ご質問がございました集落再生支援事業の中で使える事業と使えない事業があるのではないかとということでございます。これにつきましては基本的に地域区民が全員で行うおてんま等の事業を想定してこの事業を実施しております。区民との係りが薄いというような事業につきましてはこの対象外、この事業から外れることになるわけでございます。その他、専門家に事業を依頼することや、あるいは他に補助金事業があるもの、あるいは全て事業を業者に丸投げするというような事業については当然対象外でございます。いずれにいたしましても、色々な地域で区長の工夫等によりまして、この事業が進められておるところでございますので、今後も地域の要望にできるだけお応えができるよう区長さん等々とまたご協議しながら事業の周知、あるいは使い良さ、あるいはスピーディーに仕事ができるような地域との連携についてこれからも検討した中でより良い事業としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
4 番議員	<p>実は昨年当区におきまして、歩道のアスファルト舗装を申請したところ、認められず、コンクリート舗装に変更した経過があるわけですが、公民館駐車場、アスファルト舗装では認め、歩道では認めない、どちらも区民の労力を伴った事業であるわけですが、その違いはどのようなことですか。</p>
総務課長	<p>はい、お答え申し上げます。本間川区から神社の参道のアスファルト舗装につきまして昨年度申請がございました。その際、アスファルト舗装は材料の調達、材料の取り扱い、機械の使用等、特殊性がございますので地域住民の方の係わりが薄い事業と判断し、当初より舗装事業につきましては対象から外しておったということでございます。確かに地域住民の方が係わるという面につきましては、この事業に合っているわけでございますが、こういったアスファルト舗装がすべての農道道路等に適用されますと、町で行う部分と地域が行う部分のすみ分け、特に町の方でやるべきものについてはやっぴかなければいけないというような方針もございます。その中で、どうしても地域でやるものについてはコンクリート舗装でお願いしたいと当初より説明をしておったわけでございます。そういうことで、この事業につきましては採択ということにさせていただきましたが、ぜひコンクリート舗装でお願いをしたいと再度申し上げたということでございます。</p>
4 番議員	<p>この事業につきましては、地域の課題は地域と行政の協働でのキーワードに地域の維持、活性化に向けた支援とうたっておりますので、あまり制約のない方法をお願いをしたいと思います。それから来年は町長選挙でございます。どなたがなるか分かりませんが、町民にとって良い事業ですので、来年</p>

	<p>度も予算化を要望し、次の質問に移ります。次の質問につきましては、町づくりの研究委員会について質問いたしますということでございますが、先程総務課長の方から説明がございました。私どもこの質問の中で挙げてあったわけでございますが、一応ちょっと読ませていただきます。町づくり研究委員会を立ち上げ、副町長をキャップに係長20名、事務局により若者の定住、働く場所の確保、住宅、子育て支援等の題目により研究委員会を立ち上げているわけですが、その後の経過はどうなっていますかということでございますが、先程総務課長の方からご説明があったとおりでございますので省略いたします。その中でこの町づくり研究委員会、大変大事な委員会でございます。その中で、もっと輪を広げて仮称小海町再生プロジェクトチームとなるものを立ち上げたらどうかということでございますが、町長の考えをお聞かせ願います。</p>
町長	<p>はい、お答えを申し上げます。現在町の中には係長で組織しております町づくり研究委員会、そして今年から始めました女性の視点から行政にということで、これまた副町長をトップに女性の会を発足させました。そしてもう一点、企画会というのがありまして、これにつきましては町長以下、課長等で行政万般にわたりまして意志疎通をはかり、行政を推進するという立場からそれぞれ事業を行っているところでございます。今再生プロジェクトと、こういった形でそういったものを立ち上げていったらどうかとご提案を頂戴いたしました。再生プロジェクトということになれば、当然これは役場の庁舎の中だけではなくて、広く町民にも加わっていただくというような発想になるかと思えます。今多くの皆さんに参加をさせていただいて行政を進めるうえにおいて一番大きな会議といたしましては、長期振興計画審議会というものがあるわけでございますけれども、そこで町の行政の万般にわたりまして、将来の計画、またローリング等で年に1回、そういった形で会議を持たせていただいております。今のご提案につきましては今後研究をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。</p>
4番議員	<p>大事なテーマをやるということでございますので、ぜひまたご検討して、そのような形ができればその形で進めていただければと思います。以上で私の質問を終わります。</p>
議長	<p>以上で第4番 篠原憲雄議員の質問を終わりにします。</p>
議長	<p>続いて第2番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>

## 第2番 篠原伸男 議員

2番議員

第2番 篠原伸男でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一般質問でありますので、言い放し聞き放しになるかもしれませんが、議論を深めることによりまして、町民の皆様の福祉の向上、また町の発展に繋がれば幸甚に存ずる次第でございます。よろしくお願いいたします。さて私はこの度の町の議会議員の選挙におきまして私は町に5つの項目を提案をさせていただいたということで、これを訴えて当選させていただきました。その中から2点につきまして質問をさせていただきます。先程3番議員さんからも一般質問もありましたが、今小海町で一番喫緊な課題は何と言っても人口減少に歯止めをかけることではないでしょうか。3月28日付の信濃毎日新聞によりますと、長野県では2040年には約20%、我が小海町では約40%の減が見込まれている、人口が減少すると言われております。しかも2040年には3009人と、そのうち65歳以上の方が1471人ということでございまして、2001年と比較した場合に65歳以上が35%であったものが、約49%、50%近い数字になってきているというわけでございます。昭和31年に小海町が誕生して9000人を超えていた人口も現在は5000人になり、そしてさらに2040年には3009人までに減ると予想されているわけでございます。もし2040年に人口がこのままの予想されたものになっていった場合に、国民健康保険や町民の皆様方が日々生活していかなければならない食べる所のものがなくなり、小海町はまさに存亡の危機になるのではないかと思います。2040年までにはまだ27年もありますので、私は小海町に住んでいる、今この小海町に住んでいる人たちは将来に向かって何かをしなければならない責務があるのではないかと考えております。私は人口に歯止めをかけるのには、働く場所、それから住む場所の確保が不可欠だと思っております。平成25年度の町長の施政方針を読ませていただきましたところ、2ページのところ新たなインフラ整備と中長期的ビジョンに立って今後とも積極果敢に取り組む必要がありますと述べられております。そしてまた中段では旧北牧小学校の跡地に関しては年度内に結論を出すとのことですが、その後併せて時代に即した町の施設を有効活用するため10年20年先の将来に向けて総合的な施設の見直しを行い、老朽化施設の取り壊しや統合、移転、用途変更等を含め、土地利用計画を総合的かつ具体的にしていきたいと思います。平成25年度の施政方針の中で述べられているわけでございます。具体的には、

	<p>予算措置がどのようになされているか私には分かりませんが、今年度町長はこの施政方針に書いてある具体化してまいると書いてありますが、今年度は具体的にはどのように取り組んで町の発展に結び付けていくのかお尋ねいたします。</p>
町長	<p>はい、お答え申し上げます。今施政方針で述べたことにつきまして、具体的に示せというご質問でございます。当然人口が減少する、今篠原議員さんがおっしゃいましたように、3月28日の新聞報道につきましてはそのとおりで、2040年にはこのままでは3009人になってしまうということになってしまいうこととでございます。先程3番議員さんにもお答えを申し上げましたけれども、それを少しでも緩やかにする、減少率を抑える、これは先程申し上げましたけれども、まったく同じ考え方でございます。そういった中で住宅の整備、あるいはインフラの整備、特に住宅等につきましては町営住宅、古い町営住宅等につきましては取り壊しを行い、それを造成し、これからの若者、あるいは1ターン、こういった皆さんに安価でお譲りをし、そして住宅を建てていただく、こういったことを昨年から計画をしているところでございます。また、インフラ整備等につきましては、凍上災害等で昨年から今年も行っていますけれども、身近な生活に直結した、こういったところの道路、あるいは水路、こういった大規模なものではなくて、生活に直結したことに力を注いでまいりたいということとでございます。また災害の未然防止ということで、二太子池の災害の対応をしてきたわけとでございますけれども、昨年、特に馬流地区の皆さんにはご理解とご協力を頂きながら、居久保沢の災害、こういった中で、災害に強い町づくりを進めてまいりたいということとでございます。そして最後にご質問のございました、長期的にたった町の施設の総合的な見直し、併せて土地利用をしていきたいということとでございます。この基本はどこにあるかと言いますと、旧北牧小学校の跡地利用ということとでございます。先程申し上げましたけれども、跡地利用検討委員会からの答申を受け、現在町の中で、事務レベルで色々な検討を加えております。ただ単に北牧小学校の跡地利用をどうするか、こういったことではなくて、町に遊休の土地もございまして、町営住宅もございまして、町の公民館、あるいは旧中学校の管理棟、あるいは総合センター、作業所だとか、直売所、こういったものも含めてどのように再編成することが10年先、20年先の小海町にとって良いのかということとを何とか今年度中に成案として町民の皆さんにお示しをし、そして納得をしていただけるような形をとっていきたいということ、所信表明の中でその部分について申し上げたところでござい</p>

	<p>す。いずれにいたしましても、これを進めていくうえにおいては、議会の皆さんの同意、そして併せて町民の皆様に見て公表をするわけでございますけれども、ご意見を聞きながら最終的には年度内に何とか成案としてまとめていきたいというのが私の考え方でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>10年、20年先というような言葉が入っておりますし、また人口減少というのが喫緊の課題だとうことは誰もが認識しているところでありますので、もうちょっと今年度具体的なものが出てくるのではないかなと期待したところでございますが、やはり政治というものは具体化して実際にやっていかなければ価値がないと思います。机の上でどんなに議論しても駄目ですので、ぜひ具体的に速やかにまた計画を立てていただきたいと思います。私は人口減少ということにつきまして、地域を活性化するには人が集まらなければならないと思います。それは先程も触れましたように、働く場所、また住む場所があるからだということだと思います。しかし、今日の日本の経済を考えていった時に、果たして今まで歴代の理事者の皆さんが大変ご尽力してきた企業誘致、若者が定着する過疎脱却というようなことをなされてきたわけですけれども、日本の経済が今どんどん海外に進出している中ではなかなか企業誘致は難しいのではないかなと思います。そこで、今小海町には空き家、空き地があるわけでございますので、住む場所の確保、これは今でもすぐ小海町独自でできるのではないかなと思います。そこで私は議員の選挙を通して、私は若い世代が住みたくなる家のある町づくりというものを訴えてまいりました。2040年、長野県で唯一人口が減らないのは伊那の南箕輪村だそうでございます。ここがどうして減らないかと言いますと、村内には雇用の場となる製造業の企業拠点があり、そしてまた事業所が多い伊那市のベッドタウン的な位置付けとなっているところでございます。まさに起点となる製造業があるから働く場所が確保できている、そして、伊那市に隣接しているがために、ベッドタウンとして住む場所を提供しているから長野県でも唯一2040年、27年後にも人口が減らない村になっているのではないかなと私は思いますので、そこでぜひ町の中にある空き地というものをもうちょっと詰めて、検討して若い人たちが住みたくなるような家をつくるべきではないかなと思っております。よく健全財政という言葉が理事者の皆さん方口になされるわけでございますけれども、今小海町は約46億、47億近い借金があるわけですね。ただこの数字だけ見ると確かに大変でございますけれども、しかしその内訳は、一般単独事業債と過疎対策事業債、そして臨時財</p>

政対策債、この3つの起債で約45億4000万弱を占めているわけでございます。一般単独事業債も地方交付税で30%、あるいは50%を補正してもらえるものもありますし、過疎債にいたっては現在21億2000万借金が残っているわけですが、これは70%国が見てくれるということになると30%ということは、実質には6億3000万ほどになるのではないかなと思います。また、臨時財政対策債は15億、約16億ですね、ありますけれども、これは100%交付税で見えてくれるとなれば実質的な町の借金は11億位だと思うのです。では貯金はどのくらいあるかと言いますと、財政調整基金が約10億円弱、13億9000万、それから地域振興基金が13億弱。そうしますと26億からの貯金もあるわけでございます。それらを勘案していった時に、もうちょっと町は単独で住宅建設というものに取り組んでもよろしいのではないかなと思います。また、過疎債を使えば1億円で例えば4棟建てるとすると、1棟2500万で、1棟2500万で建てて1億円借りた場合でも7000万は交付税で見てもらえて残りの2500万というものを12年で返せば良いと、3000万ですか、3000万を12年で返せばいいということになりますと、250万の返済ということに、一般財源の持ち出しとなるわけです。しかし、4棟で例えば家賃を月に3万取ったとすれば、12万から入り、それが1年間では144万になるわけです。そうすると返済する元金は250万。しかし、収入として144万入ってくれば約100万程の持ち出しでも済むわけです。そこに利子を加算しなければなりませんけれど、決して小海町が独自でできない問題ではないと思います。ぜひその辺のところにご尽力していただきたいと思うわけでございます。先程町長が申されました下條村ですか、あそこの村も無駄なものは徹底的に省いて、そして若い人たちが住める住宅には国や県の補助をもらわずに、村独自の住みやすく若い人たちに喜ばれる住宅をつくっているということで大変脚光を浴びていることは私が申すまでもないことだと思います。私も空き地等を調べてみたのですが、この役場の近くにもいくつかありますけれども、この間ちょっと行ったところ、二タ小池の入り口に県営の県の持ち物の土地があります。豊里字二タ小池850-1です。この土地が約1333㎡403坪。この立て看板には入札日が平成24年12月3日1時までということですので入札が終わっちゃっているのかなと思いました。それで、入札の最低価格は545万からということで、土地は403坪、建物は53㎡の物が4棟ということでございますが、現在町がちょうど直した時に町との道路敷の問題で調整がまだついていないということで、入札も済ませていないということでございます。この土地は国道からちょっと入った所で、日当たりも大変よろしいし、400坪からの土地があれ

	<p>ば数戸の住宅も私はできるのではないかなと思います。そして小海町には比較的県の持っている、いわゆる教員住宅用として残している土地がかなりありますので、この辺を私は県と交渉して有効に活用していけることができるのではないかなと思っておるわけでございます。そして、建てる建物も下條村が実施したように、国庫補助、県の補助をいただいて同じようなつくり、どこを切っても金太郎飴では若い人たちは、私は住まないと思います。幸いにして小海町には建築、建築関係に関わっている方がたくさんいらっしゃいます。そういう業者、大きな会社から個人でやっていらっしゃる方がいらっしゃるわけでございますので、その方々に一定の条件のもとで私ならこう言う家をつくるというようなプロポーザル方式、公募ですね、建物を競争させて設計施工を一貫させてやっていったらどうかと、そしてまた決める場合には若い人たち、保護者会とかPTAとかそういう人たちの意見を求めて業者を決めていく、大きな会社しか設計はできないのではないかという意見があるかと思いますが、設計士さんと大工さんがコラボする、あるいは大きな企業は設計施工をやるというような形でやっていったらどうかと、先程私が起債の借金の話を申しあげましたのも、年に4棟、例えば2500万でつくって1億円だとしてもこれは私は安いものじゃないかなと思います。たぶん来年の春に行われる町長選挙で新井町長はまず99%再任されると思います。今年から始めて向こう4年間やれば4棟続ければ20棟もできるわけです。決して大きな金額ではなく、収入も取ってきたりするわけでありまして、また町内に住んでいる大小の大きい小さいに関わらず、建設に係る人たちに参加してもらって働く場所を確保するということで、雇用の促進にもなりますし、また町の単独事業のお金が町に落ちるので、経済の活性化にも繋がるのではないかと思います。町長その辺につきましてはいかがでしょう。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。人口の増、今おっしゃったとおり働く場の確保、そして素晴らしい住宅の提供と、この2つは欠かせないと思います。しかし、企業誘致というものは非常に現在の社会経済状況の中では難しい。下條村、あるいは南箕輪村と同じようにうちの町の隣は佐久市でございます。平成28年には中部横断自動車道も無料で八千穂のインターまで供用が開始になるというふうに思います。そういったものを活かしてベットタウン化のことも当然1つの方策だと私も思っているところでございます。そういった中で、そのつくる住宅でございますけれども、当然健全財政を維持してきたということについては、借金を減らし、そして基金を積み上げてきた、これは今後大きな事業が非常に多い、例えば、将来に向けての話でございますけれども、</p>

	<p>中部横断自動車道の活性化インターを1つ小海町につくる、こういうことになれば4億円位の資金が必要である、当然これはこれから基金を積んでいけばいいわけですがけれども、あるいは美ノ輪荘の問題、旧北牧小学校の跡地の問題、佐久総合病院の医療センター、本院の再構築、そして病院、佐久総合病院の小海分院というものにつきましては、この地域の中核的な医療施設であるということ、こういった面からもそちらの方にもそれなりの支援をしていかなければいけない、こういったことからしてきたわけですがけれども、今おっしゃったように1億円程度という言い方は大変失礼な言い方でございますけれども、当然若者の定住にはそういった資金を投入しても問題はないだろうと思っております。議会の皆さんの賛同を頂いてということでございますけれども、町づくり委員会でも下條村の方に皆で視察に行っていました。そういった中から、今提案を頂いている段階でございますし、また今年も日大の皆さんが来ております。そういった中で、定住促進というのが今年度のテーマでございます。若者から見た小海、そしてこういったことをすることによって小海に若者、あるいは定住化が図れる、こんな提案があるのではなかろうかなと、私自身期待をしております。そういった中で、町の遊休地、先程言いましたけれども、栄荘跡、清水電機の跡、あるいは今二夕小池の話が出ましたけれども、二夕小池のバスの車庫の隣、これにつきましては以前町が県から購入をし、そしてリフォームをし、今住宅としてご利用いただいております。当然そういった町に現在ある土地を有効に活用する、これにつきましてはぜひとも考えてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても今プロポーサルとかそういったことで雇用の場が確保でき、また地域の活性化に繋がる、こういったご提案も頂戴いたしました。こういったものを視野に入れながら健全財政をある程度堅持しながら前へ進めるような方策を今後私の任期も短い期間ですがけれども、研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
2 番議員	<p>ありがとうございました。先程から計画とかばかりでございまして、もうちょっと実行という言葉が出てきたらありがたいわけでございますけれども、議員でも理事者でもこの小海町を何とかしたいという気持ちは、私は全く同じではないかなと思います。町長も就任して4年目を迎えてきているわけでございます、大変好感、巷では腰が低くて、話も上手で、素晴らしい町長だと言われております。ただ反面、行政を少し手伝ったり、あるいは区の仕事をしたり、また町づくりの意欲に取り組もうと思っている人たちから見ると、ちょっと消極的ではないかなと、果たしてやる気があるのかなと、これ</p>

	<p>は私が言っていることじゃないですからね。意見ですから誤解のないようにお願いいたします。しかし、まったく当たらずとも遠からずという面もあるのではないかなと思います。町長も町長に立候補した時はそれなりの理念を持って町をこういうふうにしたいという考えを持って選ばれてきたんですから、ぜひ町長決断と実行ですよ。町長も通学、高校までの通学費の補助とか、あるいは今年子育て支援のPネットの配布とか、非常に福祉の面も配慮されながらなおかつ、財政基金も増えてきていることは決して福祉で言われているばらまきでもなんでもないわけでございまして、それはただひとえに町長の手腕の素晴らしさだと思います。どうか1億から1億5000万ぐらい、単独事業で家をつくる、そして若い人たち、ただリフォームとか古いものを直ただけじゃ絶対に若い人たちは来ません。そしてまた、同じ町内で家族と親と同居している人が町から去って行ってしまいます。そういうことのないようにぜひ町長のもう一度決断と実行の気持ちをお聞かせ願ひまして私の質問は終わらせていただきます。</p>
町長	<p>はい、今のご意見を肝に銘じ、これから行政の推進に当たってまいりたいと思いますので、また皆さんの忌憚のないご意見またご要望等をお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、質問の途中でありますが1番の問題を終了して、2番に入る前に休憩いたします。午後は1時から再開いたしますのでよろしくお願ひいたします。 (時に11時52分)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。 (時に13時00分) 本日はっぴい教室の皆さんが大勢傍聴に見えられております。大変ご苦勞様でございます。それでは休憩前の質問に引き続きまして、第2番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
2番議員	<p>午前中に引き続きまして一般質問を通告に従ひまして質問をさせていただきます。小海町におきましては、北牧、小海両小学校があったわけでございますけれども、昨年統合して北牧小学校が廃校ということになりました。私は小海町始まって以来の政策の中では一番まずい政策ではなかったと今でも思っているところでございます。200人を超す学校があるにもかかわらず1つにする必要がどこにあるのかなと思っているところでございますけれども、しかし、現実には既に小海町におきましては小海小学校が唯一の小学校として活動し始めてきているわけでございまして、この唯一の小海小学校を私たちは時代を担う子供たちの将来のために、日本一の学校環境改善というものをしていかなければならないではないかと考えているところでござい</p>

	<p>まして、小海小学校の環境整備等につきましてご質問をさせていただきます。まず、町長も日頃安心安全ということをお口にされているわけですが、まずけれども、昨年の確か地区懇談会の時に、土村の地区におきましてフェンスの傷みから子供が怪我をしたようにお聞きしましたけれども、子供たち、今年度の施政方針の中にも町長は歩道等の通学路と道路整備を進めてまいりますということをお謳われているところをごさいます、大州に小学校から出ていく所の道路は素晴らしい道路になるように今年度の予算で計上されているわけをごさいます、大変素晴らしいことではないかなと思っております。そういった大きな面での道路、歩道、学童の通学路の整備というものはいいんですけれども、普段使っているところの通学路等は果たして万全な態勢になっておるのでしょうか。私も小海小学校まで行ってみました。たぶん歩いて通学するのは土村馬流の子供たちが多くはないかなと思っておりますけれども、土村の旭町新津組さんの裏の辺の所に来ますと、フェンスとフェンスの間の所が揺すれば揺れるような状態、基礎のコンクリートが動くような状態になっております。これは大変危険ではないかなと思っております。東京電力がやるのか小海町がやるのか分かりません。そしてまた、トンネルを抜け出して行ってから学校まで行く道中、草ボーボーになっており、またフェンスがある所、ない所、縄が張ったりしてある所が随所見られるわけですが、この辺に対しての安全確保という面はどのようになっておるのでしょうか。また小海小学校、町中ではございません。ちろりん橋付近、それから、今度は道路改良にかかるわけですが、小海小学校に入ってくる大州側からくる道は、日常ほとんど人が通らないと思っております。車で通ったりするにも上の道から通ってくる。まったく誰も通らないような地区もあるわけですが、今度はそれも道路改良と合わせて通学路も整備されるということから安心度は増すのではないかなと思っておりますけれども、大変学校の近辺が人家もなく、今は何もありませんけれども、将来にわたって安心安全は果たして大丈夫だろうかというのを私は懸念しているものであります。特にちろりん橋、あるいはまた大州側へ行くような所には、これからは防犯カメラの設置といったようなことも必要になってくるのではないのでしょうか。社会の事情を見ていると大変私たちの常識では想像できないような事件が多発しているわけをごさいます、その辺のところの教育環境、学校だけではなくて、学校を取り巻く環境の安心安全の点についてはいかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。</p>
町長	お答えを申し上げます。傍聴者の皆さん、傍聴にお越しいただきまして本当

	<p>にありがとうございます。よろしく願いいたします。ただ今小学校の主に通学路の安全はどうかということでございます。最初にご指摘を頂戴いたしました。当然今ご指摘を頂戴いたしました所につきましては早急に調査をし、不備な点につきましては即対応をしてみたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。通学路につきましては、確かに事故そのものは少ないし、また不備が原因で事故が発生したというのは近年聞いておりません。しかし、今ご指摘がありましたように、単に道路事情が悪い、あるいは通学路がでこぼこしている、こういったことではなくて、防犯、要するに安心安全という点についてどうかというご指摘でございます。大州につきましては平成25年度で工事を施工し、安全を確保してみたいと思っております。また、もう1本の通学路であります向畑でございますけれども、今年度測量設計に50万、そして用地の取得、当然これは地権者の皆さんにご支援ご協力を頂戴しなくちゃならないわけでございますけれども、用地の取得を行い、そして平成26年、早い時期になんとか安全の確保をしてみたいということを現在計画しております。また、今危険な箇所、また暗い箇所については防犯灯の設置、あるいは、時と場合によっては防犯カメラの設置等をしたらどうかと、こういったご提案も頂戴をいたしました。これらにつきましても、実態というよりは必要になれば設置をしていくということで考えていきたいと思っております。ただ1つ言えることは、昨日もサポート小海ということで、ボランティアの皆さんが毎朝、あるいは下校時、交差点、あるいはバス停に立って65の方が子供たちの安心安全を見守り、色々な面でご支援を頂いております。また、安全面だけではなくて、学習の指導だとか、あるいは児童館においては色々な遊びから始まりまして、学習、あるいは行事、こういったことまでご協力を頂戴をしている、非常に感謝しております。やっぱり子供たちの安心安全というものにつきましては行政だけ、あるいは学校だけ、保護者だけ、こういったことではなくて、地域皆さん全員で支えあい、そして協力し合ってまたお願いができれば非常にありがたいと思っております。いづれにいたしましても、そういったところで事故が発生する、こういったことは絶対避けなければいけないことでございますので、最初に戻りますけれども、ご指摘を受けた箇所については早急に調査をし、修正すべきところは修正し、またお願いすべきところは管理しているところをお願いをしてみたい、このように思っていますのでよろしくお願いいたします。</p>
2 番議員	ありがとうございます。特に人的な面ではね、ボランティアとかサポート

	<p>の皆さんが自主的にやってもらえる、しかし、それはあくまでも民間のベースであって、行政は行政としての責任があるわけでございますので、安全安心という面からも、子供たちを取り巻く環境は万全を期していただきたいと思ひますし、またそういう施設、設備につきましては、定期的に点検し、小海の小学校は大変安心安全で、教育もしっかりして住まれるということが、午前中質問いたしました人口減少にも歯止めを付け、若い人たちが、小海町なら住んでみたいというような気持ちにもなってくるのではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。さて、私たち小学校を統合する時に、時の町長、そして今町長が教育長をなされていたわけでございますが、あの時に確か小海小学校と北牧小学校のグラウンドの状態が若干違うということでございまして、小海小学校のグラウンド整備には約550万かけて雨水の対策をし、そして駐車場100万、通学路の街路灯等々で100万かけて、今の段階で、統合する時の段階ですね。段階で700万ほどかかると。後、学校の整備についてはまた鋭意学校を審査した中で改善改良をしていくというような説明を受けてきたわけでございますけれども、グラウンドの整備はどのようになっているのでしょうか。昨日の日経新聞を見ると、屋外での運動というもの、跳ねる、ぶら下がる、外遊びで多様な動きをすることが児童、園児等々の運動能力向上からも大変役に立つというような新聞の一説がありました。素晴らしい体育館があるわけございまして、その中で学校本来の知育、徳育、体育、あるいはまた食育というものが果たされてくると思ひますけれども、私は体育というのも学校、義務教育の中で大きな役割を果たすべきものであると思ひますし、体育館だけではなく、雨が少し位降ってもすぐにグラウンドが使えて、外で子供たちがのびのびと活動できるような環境整備を1日も早くやるべきだと思ひますが、その辺の環境整備についてはどのような計画でおられるかお尋ねいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ご苦勞様です。それでは今小海小学校のグラウンドにつきまして、その整備状況についてご質問を頂きました。平成21年当時、今篠原議員さんがおっしゃいましたように700万とかいうような数字、あくまでもそういう位の経費はかけても小海小学校のグラウンドは整備しなければならないという、正直言ってそういう状態のグラウンドでした。22年度、23年度、24年度と、まずは毎年、砂の追加それと機械による転圧、または機械等によつての小石の除去というのを3か年間進めております。それと一緒に24年度におきましては、入り口、校門のところのU字溝、約100万をかけた改修いたしまして、両方の進入路、道からの水を全てグラウンドへ入れない、そのような工事もし</p>

	<p>てございます。おかげさまで昨年の運動会を見ましても、非常に良い状態に今なりつつあります。ただ、グラウンドとかそういうものに関しましては1回に直せるものではなく、これから毎年、毎年、毎回毎回手を加えながらグラウンド整備をしていきたいという予定であります。昨年の運動会についても非常に良い状態の中で240数名の児童の運動会ができました。今年も213名の児童がおります。この秋の運動会にはまた立派な水はけの良い形でできますように、梅雨明けには整備をしたいと思っておりますのでよろしく願います。以上であります。</p>
2 番議員	<p>随時直しているということで、幸いにしてそういう運動会とか、あるいは体育の授業にも支障がないようではありますが、果たして抜本的にやらなくて、あの土地柄のものが少し強い、いわゆるゲリラ豪雨とかそういったものが来た時に対応し得るものでありますか。それぞれの学年でそれぞれの思い出を小学校の時につくっていくわけでございます。小学校5年生は5年は一度しかありませんし、6年生は6年は1年間しかありませんし、その時が教育環境の不備によってその思い出の行事とかそういったものが中止になったら将来大変寂しい思いをするわけでございますので、私はただ毎年砂を入れて転圧というのではなくて、もうちょっと専門的に見ていただいて、抜本的な運動場、少し位の雨が、何が降っても大丈夫なようなグラウンドにすべきではないかというように思うものであります。ただただ、小手先、小手先だけではなくて、小海小学校は唯一これから小海町の子供たちを背負って、小海町を背負って大変大切な子供たちでありますので、その教育環境というものは今行政に係っている者、議会の者、それから地域住民、全ての者が全身全霊を傾けてやらなくてはいけないのでありまして、もう一度その辺のグラウンド等の、それから他の学校の環境全てを含めて、私は専門的な面からもう一度見直しをしていって対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第2番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
議 長	<p>次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
<p><b><u>第 9 番 的埜美香子 議員</u></b></p>	
9 番議員	<p>第9番 的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。4月に行われました町会議員選挙の中で町民の方とお話をさせていただく中で、今政府が進めているアベノミクスで皆さんの暮らしは良くなりましたか、とお聞</p>

	<p>きてきました。毎日生活していくのがやっただよ、とか、アベノミクスなんて私たちの暮らしには全然関係ない世界だ、というのが概ねの方の意見でした。たまには期待するという方もおられましたが、あれだけマスコミではやし立てれば無理もない話です。昨日もまだ暴走を加速させる3本の矢の3本目を打ち出したわけですが、際限のない長時間労働を合法化したり、派遣労働の拡大、市販薬のインターネット販売解禁など、これまでのルールの規制緩和の何物でもないわけです。とてもGDPが上がるとは思えません。いよいよ安倍政権の経済政策、アベノミクスもメッキがはがれてきていると私は思います。国民の実感も世論調査で分かるように、景気回復を実感していないというのが大半の意見であります。賃金は下がり続け、企業の設備投資も連続マイナス、急激な円安で食品、生活用品、電気、燃料などが高騰し、生活を直撃しています。それに加え安倍政権は生活保護費の削減を始め、社会保障費の削減と負担増を矢継ぎ早に実行しようとしています。特に、生活保護費の削減の影響は、広範な低所得者層の暮らしに大きなダメージを与えることとなります。安倍政権の経済政策に対してアベノミクスで生活難民1000万人以上の異常事態になるという警告も出ています。こういう国の政治ですから、地方政治もますます大変になってきますが、少しでも町民の暮らしが良くなるような手立てを打つことが求められていると思います。とりわけ、今回は子育て支援のさらなる充実、安心して子供を産み育てられる環境整備の一つとして保育時間の見直しについてということと、一般の家庭への支援ということでの、鳥獣被害対策についての2点に絞って質問をいたします。よろしく願いいたします。まず1点目の保育時間の見直しについてですが、今小海保育所の保育時間は8時から4時とあります。それを超える朝の7時半から8時までの30分と夕方4時から7時までの3時間は延長保育になり、夕方の延長保育は延長料金1時間100円が加算されます。では、この時間設定は何を基準に決められたのかということと併せて、延長保育の利用の現況をまず始めにお聞きします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>ご苦勞様です。お答えいたします。まず保育時間、8時から16時までの8時間という規定でございますけれども、児童福祉法の規定に基づきまして厚生省令で児童福祉施設最低基準が示されております。日本全国の保育所はこれに従った形で動いておりますけれども、この基準では園児数に対しての施設の面積ですとか、園児数に対する職員数までも言及しているような基準になっております。その34条で、保育所における保育時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児、または幼児の保護者の労働時間、その他家庭</p>

	<p>の状況を考慮して定めると書かれております。町でもこの基準に基づきまして、小海町保育所管理規則の中で保育時間を8時から16時までの8時間と規定しているところがございます。この保育時間8時間といたしますが、園児にとりましての給食ですとかお昼寝の時間まで含めましての継続した8時間間で間に休憩とかは無しです。普通の働いている場合ですと8時間労働と言いますと、間にお昼休み1時間とか休憩時間が入ってくるわけですがけれども、保育時間8時間というのはずっと継続しているというものでございます。議員さんがおっしゃられたように、この8時間では足りない家庭のために町の方では延長保育という制度を設けております。朝7時半から朝8時までの30分間、それから夕方の16時から19時までの3時間、ここを延長保育の時間帯として園児の受け入れを行っております。従いまして、保育所の開所時間というものが最大で11時間30分開所していることとなります。また今議員さんがおっしゃられたように、この延長保育というものには通常の保育料とは別に利用料がかかる仕組みになっております。朝の30分については無料になっておりますけれども、夕方の3時間については1時間ごとに園児1人あたり100円いただく仕組みになっております。この延長保育の利用状況を24年度で見ますれば、園児100人、毎日平均すればおりました。その中で80人のお子さんは夕方の4時までに保護者の方が迎えに来るか、その時間帯のバスで帰りました。残りの20人の子が延長保育となりまして、夕方の5時までにその20人のうちの10人が帰ります。それから5時から6時の間には8人が帰ります。最終の1時間、夕方の6時から7時までの間に2人が帰るといような状況でございました。ちなみに、その延長保育の利用状況は毎日ほとんど利用しているお子さんというのが、去年24年度ですと平均5、6人だったのでありますが、今年度になりまして、未満児さんの方で若干増えるような形になりまして、だいたい10人のお子さんがほとんど毎日延長保育を利用しているという状況でございます。よろしくお願いたします。</p>
9 番議員	<p>説明ありがとうございます。ただ今の説明では厚生労働省の方から原則8時間というふうに来ていると、その基準の中で小海町も決めているということですが、この原則8時間が誰のための8時間なのか、働く親のための時間になっているのかということが1番の問題になるわけですが、今ご説明いただきましたように、延長保育を20%の子供が利用されている、20%という少ないように感じますが、毎日10人利用しているということもお聞きしました。本来働く親が安心して子供を預けられ、安心して働くことができるための場所が保育所ですので、そういう意味ではこの8時間の決め方自体が働く親の</p>

	<p>ための時間設定になっていないのではと私は思うのですが、その辺もう一度お願いします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>その件については明確な根拠というものがどこを見ても示されておらないのですけれども、確かに親御さんにとっての8時間というものは当然お昼休み1時間を加えますと9時間になると、ところが保育時間8時間とありますので、もう制度的に1時間のギャップが生じているのは事実でございます。ただ、公立、私立を問わず、保育所で働いている職員にとりますと、ぶっ続けの時間が8時間を超えるとすると、それは労働基準法に触れる恐れがあります。当然厚生労働省としましても自分の所管の法律ですから、その意味合いもあって8時間と決めてあるのではないかと推測されます。実際に保育所の職員を保育時間8時間を超えて、夕方の5時までというようなですね、9時間継続して労働をさせるということは、行政とすれば初めから労働基準法に触れるような行為は取れないということもあります。おっしゃられるように、実際の保護者さんにとってみれば保育時間が足りないというお気持ちは分かるんですけれども、保育所の施設とすれば、公立、私立を問わず9時間にできない理由はそこにもあるのではないかなという気がします。ですから、その補完で延長保育に持っていかなざるを得ない、これは多分どこの公立の保育園も私立の保育園も8時間の別枠として長時間保育という制度で補完しているのが現実です。中には、その長時間保育料について、小海は満額夕方の部は取っておるんですけれども、何時までは無料ですよってというようなサービスを行われているような民間保育所の例も見ることができます。よろしくお願いします。</p>
<p>9番議員</p>	<p>ただ今ご説明ありましたように、保育士さんの問題、保育士さんの労働の問題ということもあると今お聞きしましたが、保育士さんの労働時間は保育士さんを増やして時間をずらすという方法もあるんじゃないかなというふうに思うわけです。例えば、働く親の労働時間を役場の仕事に置き換えて考えても、8時半から5時15分までの勤務で、通勤時間も考えれば6時位になります。長時間保育にお金がかからないで原則4時、原則4時ということであれば話は別ですが、今1時間100円で、2時間延長で200円、3時間で300円ですから、毎日預ける家庭の負担はとても大きいと思います。延長保育料金の話になりますので、町長にこの問題、どのように考えるかをお聞きします。</p>
<p>町長</p>	<p>はい、お答えを申し上げます。保育園が誰のためにあるかということになるんだろうというふうに思いますけれども、当然今子育て支援課長から答弁をさせていただきましたように、1つの決まりの中で行っている、そしてそれ</p>

	<p>を補填するために長時間保育という制度を町で設けたということでございます。当然これは長時間保育の実施要項に基づいて今お話がありましたように、保育時間が終わった後、4時から3時間、延長保育ということで、1時間当たり100円ということでご負担を頂戴をしているということでございます。ただし、午前7時半から8時につきましても同じ延長保育です。じゃあなぜそこは料金を頂戴しないのかということになりますれば、要項の中の7条に、町長が認めた場合については全部また1部を免除することができる、この条項を適用し、そして朝につきましては子供さんをお送りして勤務時間までにお勤め先に行っていていただく、こういったことを考慮し、そういった形をとらせていただいているということでございます。今度は夕方、それには保育士1人か、2人が対応すればいいわけなのですけれども、無料になり今度、クラス全体が長時間だよという話しになってしまうと、カリキュラムを変えなければいけないでしょうし、また、そういうことになれば大変言い方が失礼な言い方かもしれませんけれども、今延長保育をされているお子様が約20人おられるということでございますけれども、当然増えるという可能性、当然お母さん方、お父さん方、じゃあできれば保育をしていただきたいという親御さんもたくさんおられるだろうというふうに思いますので、そういった抜本的なところまで踏み込んで検討をしないとなかなか難しい部分があるのではなからうかなと思います。ただ単に100円を無料にしたから減収になる、こういったことだけではなくて、それを実施することによって、職員体制を含め、また希望者がどれ位おられるのかとか、そういったことの課題をまず精査する必要があるのではなからうかなと私自身は思っています。また、子育て支援課長の方に指示は出しますけれども、その辺を、総合的に判断をして第7条の1部、または全部を減免することができるという条項を適用して果たしていいのか悪いのか、保育時間を基本的に延長するという事は色々な面で難しい部分があるかと思しますので、それらを含めて精査してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
9 番議員	<p>昨日と今朝のニュースで女性1人が生涯に産む子供の推定人数、出生率が1.41というふうにありました。少子化の流れは今後も続くと厚労省は言っています。出生率2.0まで上げてきたフランスでは多種多様な生き方をする親すべてに色々な支援が受けられるようになっています。そして、女性の労働力率も高いです。労働時間、最低賃金が最低限の生活ができるように保障されているのです。最初にアベノミクスのお話をしましたが、こういったことからアベノミクスでは女性の就労、社会参加を困難にし、少子化問題に拍車</p>

	<p>をかけるなど、社会の進歩や経済の成長にも大きなマイナスをもたらすと思います。今行政に求められているのは、産み育てやすい環境をつくることだと思います。先程も南箕輪村や下條村の話もあり、町長先程もベッタウン化も方策の1つというふうにおっしゃっていました。安心して働ける体制を整えるということは、町にとっても新たな発展の条件を構築すると思います。原則4時ということでも良いのですが、ぜひ夕方の長時間、保育園延長料金も検討していただきたいと思います。子育て支援の3本の矢をぜひ町長にうってもらいたいと思います。それでは次の質問に移らせていただきます。鳥獣被害対策についてということですが、この鳥獣被害、特に鹿ですが、深刻な問題になってもうかれこれ10年以上になるのでしょうか。町でも個体処理を初め、国や県の予算も使いながらワイヤメッシュの設置などもかなりの広範囲になるとは思いますが、努力されてきたと思います。今日は資料の方も出していただいたので、この説明と、これまでの成果はどうだったかというところをまずお伺いしたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>それでは資料綴りの2枚目になります。侵入防止柵施工箇所位置図ということで見ながらお願いしたいと思います。まず有害鳥獣対策につきましては大きく2つございます。1つは侵入防止柵を設置するという。もう1つが今度は本当に有害鳥獣そのものを直接駆除すると、その2つがございまして、まず最初の侵入防止柵設置の関係を申し上げます。実績でございますけれども、平成20年度から平成24年度までの施工の箇所と施工の距離ということで載せてございます。5年間でトータル60地区、総延長104.7キロという距離の柵を設置してきているということでございます。それともう1点の直接駆除です。その下に書いてありますが、1頭1万円の補助を出してやってきたものですけれども、これは平成21年度から昨年24年度までで3721頭を捕獲されたという結果になります。そういう実施をしまして、いったいこの成果は、被害の状況はどうなったということが1番重要ですけども、被害の状況がどれ位減ったかということが数字的に一目瞭然で分かれば一番いいわけですけども、これはなかなか正確に調べるということが困難でございまして、方法としまして主に2つの団体に聞き取り調査をしましたのでそれを簡単ですが報告させていただきます。最初の方が東信農業共済組合というのがございます。これは田んぼの、水稻に保険をかけて被害があった場合に救済される組合なのですけれども、平成22年から24年なのですけれども、平成22年の時は鳥獣害の被害にあって共済の申請をした件数なのですけれども、平成22年は給付で57アールです。次の年の平成23年は1筆の2.7アールと、極端に</p>

	<p>減りました。平成24年昨年は、申請はなかったということで、田んぼの周りに柵をやってきましたので被害は少なくなったんだというのは事実かなと感じております。それとJAの小海営農センターの課長に聞いてみました。具体的な数字はないのですが、感覚的な言葉になってしまいますが、柵を設置する以前ですね、平成21年以前は相当数の鹿の被害の苦情が来た。マルチを敷いたらそこに穴が開いたとか、植えたらすぐ若い苗を食われてしまったとか、そういう苦情がものすごくあったのですけれども、昨年平成24はたぬきによる、もろこしの被害というのが1、2件あった位しか、そういう苦情が聞こえてこなかったという内容でございました。これは反面、柵を設置してきている箇所は当然鹿が入りませんので良いわけなのですが、今度は柵を設置していないとこですね。今度はそういうところに集中して行ってしまっ、個人の小さな畑とかそういうところに相当数の被害があるのではないかなということが推測されるということでございます。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>この数字を見ましても、個体の減少という面ではなかなか厳しいのかなと見られます。そして今説明にあったように、104.7キロの防止柵ということで被害という意味では一定の成果も出てきたと思います。田んぼにおいても、特に今説明ありました、野菜の生産者への被害は大きく減少したということで良かったと思います。以前は一晩のうちに畑1枚全部食われたとか、出荷が1週間、2週間まるまるできなかつたということもよくお聞きしました。そういうことがなくなってきたということは成果があったと思うところです。しかし、今お話しにもありましたように、問題はその一方でワイヤメッシュをやっていないところに被害が集中しているということだと思います。要するに家庭菜園など出荷用の畑ではない畑に集中してきている。皆さんネットを張るのにすごく苦労されています。この問題があるがゆえに放棄している畑もあります。せめてネット代を町で補助してくれたらというのが町民の声です。ワイヤメッシュと違ってネットは破れたり、もつものではないです。3、4年が限度だと思います。佐久穂でも南牧でも毎年予算付けしてやっていることですし、町長、小海でもやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>はい、お答え申し上げます。メッシュで大きな野菜団地等を中心に侵入防止ができた、その効果につきましては今話があったとおりでございます。それが故に頭数は減らない、あまり極端に減っていない、その鳥獣の被害が家庭菜園へ及んでいるということでございます。今お聞きしましたけれども、佐久穂、あるいは南牧村もそういった形で補助をしているということでござい</p>

	<p>ます。当然私も家庭菜園には網を張って鹿の予防をしているわけでございませぬけれども、そういったものに対して一定の割合、一定の額、当然限度額とかそういったものがあるんでしょうけれども、近隣町村のやり方、こういったことを参考にしながら実施の方向で進めてまいりたいと思っています。本年度、25年度をもってメッシュの関係につきましてはほぼ完了する、当然また新たな場所が出てくれば26年も施工するかもしれませんが、ほぼメッシュが完了したということで今度はそういった所に手を差し伸べる、こういったことが必要だろうなと思います。今も生ごみの処理で、コンポストだとか、あるいは生ごみ処理機だとかそういったものに補助金を出しているわけですが、そういったものと同じような考え方でやっていく、ただそれにつきましては、何年に1度にするとか、要綱を定めて、そして周知期間をはかって、それで多くの皆さんにご利用いただいて被害が及ばないような形をとっていく、こんな方向で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
9 番議員	<p>ただ今町長の説明にもありましたが、やり方は色々あると思いますのでまた研究してもらって、例えば町で買うことを条件にするということも考えられると思います。いずれにしましても、この鹿対策が大変なことで、荒廃農地も増えてこないように、逆に空いている農地が使われるように、そういった意味でもぜひ導入していただきたいです。これは高齢者の生きがいづくりの問題にもなってくると思います。そして、TPP交渉参加も問題になってくるわけですが、あれだけ反対が多かったTPP参加ですが、安倍首相は日米首脳会談で参加に向けて表明したわけですが、日本の農業の崩壊は目に見えています。食品の安全性の問題もそうですし、地域農業を守るためにも町での手立てが必要になってくると思います。そのためにもできることはやっていかなきゃいけないと思います。今すぐにできることですので、できることの1つですのでぜひお願いします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで14時05分まで休憩といたします。 (時に13時46分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 (時に14時05分) 次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>
<p><b>第 1 0 番 井 出 薫 議 員</b></p>	

<p>10番議 員</p>	<p>10番 井出薫でございます。選挙後初の一般質問ということであり、一般質問に先立ちまして、先の選挙では町民の皆さんから大きなご支援を頂きまして、5期目の任期を与えていただき、その責任の重さを感じているところであります。公約実現に向けて大いに奮闘する決意をまず、最初に表明したいと思っております。一般質問通告4とありますけれども、実はこの選挙の中で多くの皆さんが町の制度に対しての意見を聞かしていただきました。何点かあるわけでありまして、せつかくの住民サービスであるけれども、使い勝手が悪いという声が本当に多かったわけでありまして。ここに書いてあるのは人間ドック、脳ドック、それからタクシー利用の助成事業、それから町営バスですけれども、このほかに住宅リフォームの助成事業や色々ありますけれども、そこら辺はまた委員会でやりたいというふうに思っておりますけれども、今日は人間ドックについてと、それと脳ドックについて、タクシー利用助成事業と町営バスの関係でありますけれども、まず1番の人間ドックについてであります。皆さんもご存じのとおり、人間ドックというのは自覚症状の有無に関係なく定期的に病院や診療所に赴いて、身体各部位の精密検査を受けて普段気が付きにくい疾患や臓器の異常や健康度などをチェックする健康診断だということで町も2万5000円、1年に1回ですけれども、補助をする、こういう事業をずっと長くやってきたわけでありまして、ある時期から検査結果を町へ出さないと、受付にならないと。前は私も小海分院ですと日赤時代から小海分院なってからもずっとやっているんですけども、分院でドックをやった後その領収書を役場の窓口へ持って来ればその後口座へ振り込んでくれていたということでありますけれども、最近はどうも2週間から3週間たって病院の方から検査結果が来ると。その検査結果を一緒に出さないと2万5000円の補助の受付をしてくれないということになっているわけでありまして、ぜひ行政の方としても色々の考え方や方針があると思っておりますので、人間ドックというものがどういうものかという点も含めてまず説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>はい、お答えを申し上げます。人間ドックの関係でございますが、資料綴りの3ページに現在、現行の補助関係の交付要綱をお示ししてございます。そちらの方からご説明を申し上げます。まず3ページの小海町の人間ドックと健康診査補助金交付要綱でございます。この補助対象としましては、人間ドック、脳ドックに対する補助ということでございまして、第4条で補助対象、補助対象としましては、小海町が行う国民健康保険の被保険者である者とい</p>

うことと、長野県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者の被保険者のうち、町が交付した被保険者証を所持している者、要するに国保の方と後期高齢の皆さん全員を対象とするものであるということでございます。2項には年齢制限がございます。脳ドックについては40歳未満、人間ドックについては30歳未満の者は受けることができない、これは補助を受けることができないという意味でございます。後、滞納者は駄目ですよということでございます。補助の制限としまして、色々書いてあるということでございますが、その前に4ページをお願いしたいと思います。まず、人間ドックの性質でございます。検診の検査内容ということで、人間ドック、脳ドック、それから一番右側に特定健診という欄をお示ししてございます。これは何故かと言いますと、平成20年から特定健診制度が始まったということでございます。特定健診の検査項目はそこがございますとおり11項目ということで、最後は医師面接による総合判定ということでございますので、実質10項目プラス医師の総合判定と、総合判定は全てに共通しております。この特定健診を受けなさいというのが国から示されたのが平成20年でございます。この特定健診の検査項目と人間ドックの項目は特定健診をすべて含むということに特徴がございまして、その他に便の潜血検査ですとか胸部X線検査、それから最大の特徴であります胃の直接撮影、胃カメラ、もしくはバリウム検査があると、このあたりが最大の特徴になるかというふうに思われます。これらを加味して、人間ドックについてはずっとこういった検査項目でやってきておったということでございます。戻っていただきまして3ページでございますが、今までの人間ドック従来の検診を特定健診の結果に反映させたいということから、従来はこの補助対象者の中に国保の被保険者であって、結果を町に提供することに同意した人というような項目があったということでございます。ただし、5月21日開催の国保運営協議会の中でも同様の議論がございまして、この検診結果については町側で検診機関、医療機関の方から取得すればいいのではないかとということを受けまして、3ページ右側の施行期日でございますが、平成25年、本年の5月21日からこの検診結果の添付を外したということでございます。詳しくは第7条のところに補助の申請というものがございまして、この横にある補助を受けようとする者は小海町人間ドックと健康診査受診補助申請書兼請求書に検診費用の領収書を添えるというふうになっておりますが、これは改正前にここに検診結果というもの、検診結果の写しを添えるというふうになっただけですが、これを撤廃してございます。その代わりと言っては何ですが、また4ページで大変恐縮でござい

	<p>ますが、4ページの請求書申請書欄の申請者自署、中段から下でございますが、申請に当たり保健予防事業に共するため小海町保健師が検診結果等の情報を収集、使用、閲覧することについて同意しますという文言、ここに従前はこの収集の文字がなかったということでございまして、検診結果の情報を使用、閲覧することについて同意しますということでありましたが、この収集の文言を入れたということでございます。従いまして、この検診結果につきましては、町側で必要とする情報についてこの同意書をもって 医療機関から徴したいというふうに取り扱いを改めて申請窓口においても領収書の添付で受け付けるということを行ってきて、改正してきております。</p>
10番議員	<p>検査結果を添付すると、そういう意見が今課長の方からも話がありましたけれども、国保の運営協議会のなかでも審議もされ、そういった中で課長もいち早く対応していただいたというふうに理解をしていますけれども、そうは言っても、特定健診を進めるということは国の施策であるし、それから保険者にかけている大きな仕事になってきていると、そこら辺のご苦労な話をちょっとしていただければと思いますけれども、そういったこともあるわけでありまして、本来の人間ドックの目的というのを損ねるような、そういった形があってはまずいではないかということが運協の中でも話されて対応されたということでもありますので、ぜひこういった方向で、今度はここに署名をしねえとだめだよという形になればまたいかがなものかという点を危惧するわけでありましてけれども、その点と併せて特定健診の協力をお願いも併せて課長の方からしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>はい、お答え申し上げます。まず、特定健診でございますが、平成20年から始めまして受診率を上げろということでございます。これは保険者である国民健康保険に加入する皆さんの特定健診受診率を上げるというのが現在の目標でございます。町の特定健診につきましては、総合セット検診という形で実施をしております。基本項目以外にも安い費用で受けられるオプションもありますけれども、全体では、総合セット検診の場合14項目を自己負担1000円から2500円という非常に安い料金で受けられるものがございまして、できれば多く方に受けていただきたいということでございます。ちなみに平成23年度の受診率でございますが44.5%ということでございます。長野県平均が41%、全国平均、これ国民健康保険の関係だけでございまして、全国平均が32.7%ということでございますので、全国平均より上回っており長野県平均よりも上にあるということでございます。ただ、国の目標というの</p>

	<p>は65%であるということでございますので、まだまだ努力をしなければならないという余地があるということでございます。これらを踏まえまして、また秋に総合セット検診が行われるということでございますので、多くの方の受診をお願いしたいということが1点でございます。それから、補助金の申請様式につきまして、申請者の自署を求めるとのことでございますが、これは従前の物から個人情報に関係もございまして、同意欄がございますので申請時に申請の印と同時に自署による同意をぜひお願いしたいと、ご協力をお願いしたいというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思ます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>今度様式を変えて進めていきたいということと併せて、人間ドックの項目の中に全て特定健診のメニューがあるということから、ドックをやられた皆さんにその資料を出していただくということによって、特定健診をしたという扱いにされるということですから、ぜひお願いしたがという意味だと思ますけれども、人間ドックと特定健診を同一の扱いにしていくというふうに理解しまして、ぜひそんな方向でまた行政としても努力してもらいたいと思ます。次に2番目でありますけれども、脳ドックについてということで、人間ドックと脳ドックというのはどう違うのかということをもた話ししてもらえればありがたいのですけれども、問題は今の要綱の中にもあるからまた説明していただければ分かると思ますけれども、人間ドックの補助を受けた人は同一年度に脳ドックの補助の対象にならないと、こちら辺がちょっと議論の余地があるではないかということで通告したわけでございますけれども、まず脳ドックとはどういうものかということと併せて、今の行政の、人間ドックと重ねて、総合セット検診を行う中にも書いてありますけれども、重ねて補助対象にならないという部分がありまして、もう一つ具体的に聞きたいのは説明の中でお願いしたいのですけれども、人間ドックは年に1度で、脳ドックと総合ドックは5年に1度の補助とすると、こちら辺がちょっと理解に苦しむ部分があって、特に総合ドックは5年に1度の補助という点を細かく説明していただきながらまず、最初をお願いしたいわけですが</p>
<p>町民課長</p>	<p>はい、お答え申し上げます。まず資料綴りの4ページでございますが、今度は脳ドックでございます。脳ドックの検査項目につきましては医師の総合判定まで含めて11項目でございます。この脳ドックの特徴的なものは、下の方にございます頸動脈の超音波検査とMRIとMRA、磁気共鳴断層検査と脳の部分でございます。断層撮影をするものでございます。磁気共鳴の脳血管検査、</p>

これは管の映像が出るものでございますけれども、そこに最大の特徴がございます。このMRA関係、頸動脈につきましては人間ドックにもなく特定健診にもないということでございます。ただ、脳ドックにつきましては、特定健診欄との比較で見ますと、視力測定、それから眼圧測定、聴力測定の項目が抜けておるということでございまして、脳ドック単体では特定健診を受診したことにならないというのに最大の特徴がございます。従いまして、そのあたりが補助の要件と関連が出てくる部分でございます。それから総合ドック検診につきましてはこの要項を作成する段階で脳ドックの絡みもございまして、佐久総合病院さんと協議を重ねたわけでございますが、総合ドックというものは現在実施されていないということでございます。将来可能になるであろうということでございます。人間ドックと脳ドックを絡めた、セットにしたというようなものでございます。これらを含めて脳ドックとの関連だけで若干ご説明を申し上げます。3ページをお願いしたいと思います。このように脳ドックだけでは特定健診の項目が不足するということから、3ページ左側の第5条、補助の制限という部分でございますが、同一年度内において補助を受けることができる回数は人間ドック、脳ドック、総合ドック検診いずれか1人1回とすると、ただし、当該年度に脳ドック検診を受診し、この要綱により補助を受けた者は当該年度の翌年の4ヵ年は脳ドック検診の補助を受けることができない、これは先程ご指摘の脳ドックを受けた場合は5年に1度しか補助が出ないのではないかとこの部分でございます。それから2項としまして、脳ドック検診に対する補助は、当該年度内に町の実施する特定健診を受診しなければ受けることができない、これは特定健診を受診勧奨する観点から、脳ドック単体では補助しないよということでございます。これは特定健診を受けないと駄目ですという意味でございます。それから右側に移りまして3項、人間ドック検診に対する補助は当該年度内に町の実施する特定健診を受診した場合には受けることができないということございまして、人間ドックと特定健診を同じ年度に両方受けるといった場合には人間ドックに対する補助は出さないという意味でございます。これは同じ項目に関する健診に対して町が2回負担するというところについて制限を加えたいというものでございます。これらを脳ドックの5年に1度という部分でございますが、これは医療機関に問い合わせたところ、脳ドック、最近にできた検診であるということと、実際に脳血管が詰まって発症する、発症する期間はいつでもあるわけでございますが、1回受ければ5年程度は大丈夫であろうという見解でございます。初回の検診で危なければ、今度は医療の分野で定点

	<p>観測をするということでございますので、検診としては5年に1度ぐらいでいいのではないということから5年に1度という補助制度を設けたものでございます。それから人間ドックと特定健診の併用禁止というものは先程申し上げましたとおり、検査項目がかぶりますのでどちらか一方ですという意味でございます。できれば、総合セット検診、特定健診の方を自己負担が低いということもでございますので、そちらを受けていただきたいのですが、胃検診と2回受診しなければならないと、総合セット検診の場合胃検診を同時でやっておりませんので、改めて別の日に町の胃検診を受ける必要があるという便宜の違いがございますが、そういうことで人間ドックと特定健診の両方は認めないというルールを定めたものでございます。それから人間ドックと脳ドックというものはどうなのかというふうなご指摘がございます。人間ドックにつきましても2万5000円、脳ドックについても2万5000円ということでございます。両方の補助を出したとする場合、お一人の方に5万円というものが、例え5年に1度であっても補助として出ていくということでございます。それらの金額の大小、それから脳ドック検診、24年度から制度設計をして開始したわけでございますが、お勧めはしたいわけでございますが、重複適用については両方受けると8万から10万費用が掛かると、その中で5万円国保会計から町の補助を受けて補助を出すというものがいかななものかという議論がございまして、この部分の併用はできないという補助の制限規定を設けて実施してきた経過でございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>ただ今脳ドックと人間ドック、それから特定健診、総合ドックはやらないということですから話からちょっと除外したいと思っておりますけれども、説明を縷々聞きまして行ったり来たり、色々ちょっと分からない、分かりにくいというふうに思っておりますけれども、私がここで問題にするのは人間ドックの補助と脳ドックの補助は重ねてやらないという部分、脳ドックは5年に1度でいいという点はね、私も色々な先生や何かに聞かせていただいて、その位でいいのじゃないかというのでありますので、5年に1度という部分は理解できるわけですが、人間ドックと脳ドックを重ねて出さないという部分でちょっと議論したいと思ひまして、実は町の議事録、24年度の予算の議事録をインターネットで見たのですが、ちょっと話しがそれるのですが、小海町の議事録は知っている人が見ないと分からないと言うんだよね。まず発言者が誰だか全然分からない。町長と議員は番号で書いてあるだけだと。議長の声は一つも議事録に載ってないと。それから議案の提案をするのだけだね、議案の提案の説明が議事録に載っていないわけですよ。私はこれまで議</p>

会運営委員会の中で言ってきましたけれども、やはりインターネットなんかで町の議事録を公開する時には町外の人たちが見るわけですから、みんなが見ても分かるように、また分かりやすくつくるという点は非常に重要な課題だと私は思うわけです。ちょっと質問とそれでしたけれども、やはり議事録の作り方という点を担当部署それぞれで研究していただいて多くの皆さんに見ていただくというふうなことをまず要望したいと思います。それでね、予算説明の議事録がないものですから、23年の9月に私は町長とね、脳ドックに補助を出せということで議論をした、その議事録の中で脳血管疾患が発症された方とされない方の人生は雲泥に違うと、それは本人もそうだし、家族もそうだと。周りの人たちの負担はいかがなものかと。そういう議論を町長としまして、町長もやはりその意見に同意をさせていただいて、町長の答弁では、私の基本的な考え方というのは予防に勝る治療無しということで、できるものならこの発症を未然に防止することができないかというのが一番の願いでございます。町長9月議会で答弁されているのですけれども。脳ドックとね、人間ドックはどこが違うかと、先程資料の4ページを見ていただきたいのですけれども、人間ドックと脳ドックは同じものじゃないと、基本的に違うドックだということなのですよ。インターネットでちょっと調べたのですけれども、脳ドックの基礎知識というのでね、働き盛りが危ないと、脳ドックで病状のない脳梗塞を早期発見と。体の状態をチェックして病気の早期発見早期治療に役立てる目的ではじめられた人間ドックですが、残念ながら全ての病気に対して万能というわけではないと。日本人の死亡原因の第3位となっている脳卒中のうち、こういったものが脳ドックによって一定程度の早期発見ができると。これが人間ドックと決定低的に町長違うわけですよ。だから先程去年の9月の町長の答弁にもありますように、私はやっぱり人間ドックも奨めてもらいたいし、それから脳ドックも奨めてもらって、脳卒中や脳梗塞や、そういう病気になってしまう前の早期発見でちょっとお金がかかるのです確か。私この間やりまして4万2000円ぐらい取られたわけですがね。お金は確かにかかりますよ。でもやってもらいたいということで町長が脳ドックの補助というのを理解してこの24年度から私は始めたと思うのですよ。ですから、ドックの性質の違う人間ドックと脳ドックを両立し、しかも5万円なんていう大金を出してなんていう議論と私はちょっとレベルが違うんだよね。私も実は去年、町長が脳ドックをやってくれるということを聞きまして、去年のうちに佐久病院に予約をしたのですけれども、混んでいて混んでいて、今年の4月、選挙終わった後でないとできな

	<p>いということで初めて脳ドックというものをやったのですが、医者様の言うには血管の方は大丈夫だけど、頸動脈はちょっと大変だということをやちょっと言われたわけですよ。先程町民課長言われましたように1回脳ドックをすると次から保険適用になるわけです。ですから、1日も早く1人でも多くの皆さんに脳ドックを受けていただく、そのための施策として脳ドックに対する補助2万5000円を出すということが私は重要な事業だと思うのですが、町長いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>昨年、1昨年になるわけですが、議論をし、そして平成24年度から脳ドックに対しましても補助の対象にしたということでございます。そういったところで、補助要綱の中で人間ドックと脳ドックの併用はできないかと、すぐに両方とも予防という面においては非常に重要な検診である、こういったご指摘を頂きました。私は常々口癖ではないのですが、予防に勝る治療はなし、そして、自分の健康は自分が一番よく分かる、ですから早く検診を受けて、そして重篤にならない段階で治療を施す、こういったことが基本的な考え方だということはずっと言い続けてきたところでございます。ですから当然脳ドック、脳疾患については今お話がありましたように、いったんなってしまうと重篤になり、また本人はもとより、家族にも大きな負担を強いる。だから脳ドックを補助対象とさせていただいたというのもその時の主旨でございます。平成24年から1年間やってまいりました。まだ1年という段階で、実態としては脳ドックを24年度に受診して補助を受けた皆さん、今井出議員さんがおっしゃったように非常に病院が混んでいるということもあって、3名の方が脳ドックを受診されたということでございます。当然、一番理想は佐久医療センターが開院し、そして本院の再構築が行われ、今現在はやってないことを議論したってしょうがないじゃないかと井出議員さんに言われるかもしれませんが、総合ドック、これができるようになれば一番理想的なものになる、ですから、当然その時には2万5000円というものが、若干補助が上がるかもしれませんが、そういったことが一つの策かなと、しかし、そこまではいつになるか分からないものに待てないよという議論になるかと思しますので、実態として果たしてどうなのかということについて、年度の途中というわけにはいきませんし、また、ここへきて重ねて補助を行うということもいかがなものかという考え方もございますので、いずれにいたしましても、先程から研究する研究するということだけで前へ進まないじゃないかと、こんな指摘も頂戴したばかりではございませんけれども、やっぱり今は病院そのものが非常に混んでいるということで、多く</p>

	<p>の皆さんがこの検診を受ける機会が得られない、こういった現状も踏まえた中で、大変申し訳ないですけれども少しの間ちょっと精査をさせていただきたい、来年度から実施してまいります、あるいは早急で補助対象にしますということにつきましては若干時間をいただきたいと、このように思っています。</p>
10番議員	<p>町長私ね、先程脳ドックをやったというふうに言いましたけれども、補助が付くと言ったからやったわけですよ。要するに町長今も言われましたけれども、予防に勝るものはなしと。1人でも多くの皆さんにやはりそういった機会を設けていただくという点からしますれば、やはり私は補助を出すということは非常に大事な事業だと思うのですよね。私は2つ言いたいのです。1つは人間ドックの事業と脳ドックの補助事業がまったく別物だということ。それから補助の金額が大きいというのは、他の事業の中でもいっぱいあるわけですよ。補助をやっていることは。住宅リフォーム助成事業だって一軒に20万も出すわけでしょ。だから私は金額云々、そういう議論じゃなくて、やはり脳ドックが本当に必要なのかどうかという、そして1人でも多くの皆さんにやっていただきたいという姿勢が町にあるのなら、事業の違うものを一緒に出さないなんていう議論は、私は生まれませんと思いますよ。ぜひこの説明資料の第5条、早急に検討して変えていただきたいということ強く要求しまして次に行きたいと思います。3番目にタクシー利用助成事業についてということでありまして、タクシー利用助成事業は5ページの方で要項が載っていますので、またぜひ説明をお願いしたいのですけれども、問題はその町内でね、対象の皆さんが600円の券を購入していただいて1500円まで補助を受けるとというのが町内だけだよという点に非常に不便を感じておられる町民の皆さんが、私選挙であってね、何人もおられたわけですよ。それで、基本的に例えば町外で降りても1500円以上は自分で出すからいいじゃないかと、こういう意見が本当に多いんですよね。ですから、やはりこのタクシー利用助成事業の制度そのものと併せてなぜ町内なのかと。町外はなぜ駄目なのかという点も含めて説明をお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>はい、お答えを申し上げます。資料綴りの5ページにタクシー利用助成事業実施に関する要綱をお示ししてございます。この事業は今ご紹介ありましたとおり600円の助成券をまずご購入いただいて、それについて1500円、利用上限まで使えるよというものでございます。1500円を超える区間については自己負担でその場でお支払いいただくと。1500円いかなければそれまででございます、差額をどうという話しではないということでございます。ご指</p>

	<p>摘の点につきましてはこれも第5条でございます。利用目的の制限というところに、利用区間は町内とし云々と。自分の身分を証明できるものを携行してくださいということで、本人だけ使えるよと、ただ相乗りも認めますよということですし、1人1回ということなのですが、利用区間は町内に限定したということでございます。この制度を始めるに当たりましては、まず利用想定としまして、まずバスで移動すること等で移動することが困難な場合があるのではないかとということでございます。通院や病院へ来たり帰りの際、もしくは買い物の際荷物を多く持って公共交通機関であります町営バスを使って帰るというのを想定した場合に、本数の問題ですとか諸々の問題があるということから町内で車の運転に不自由する皆さん等を含めて、通院や買い物の際の利便向上ということを優先させていただいたということでございます。従いまして通院や買い物ということになると町内で足りるのではないかとということと、事業者につきましても町内の事業者でお願いしたいということございまして、それらが主目的でございます。目的欄はございません。何に使っても結構ですと。通院や買い物以外に使っていただいても結構でございますがそういった主旨を踏まえ町内ということで限定をさせていただいて、発行手続きの際にもご利用する皆さんにそういうご説明をしてきたということでございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>なぜ町内で限定したかということで、バスの移動でね、色々困難があったという点、それから通院や買い物などという説明でありました。第1条の要項、主旨ですけれども、交通弱者の交通手段を確保することにより住民福祉の増進を図るためと、やはりこういう大きな目標を掲げていることと、バスの移動で困難ということですが、これは町営バスをもちろん想定している話だと思いますから、そうすると町内という話しになると思いますけれども、もともと町営バスというのは千曲バスがやっていた事業の穴埋めの要素としてもともと始まっている事業でありまして、町営バスは町内しか今対応していないわけでありまして、もともとバスということになれば私は経過的な観点から見ても、町内だけ限定するのはいかなるものかというのが1点。それから冒頭で申しましたように、やはり交通弱者と言われる皆さんにやはり外出をしていただくと、数多くしていただくというような環境をつくることは私は大事ではないかという点からしますれば、降りる地点が町内でなければ全然駄目ですよというこの理由がちょっとはつきり私は見えないように思うんですけれども、ぜひ今後町内ですけれども、第5条ですけれども、この見直しを検討されたいと。それでタクシー利用なんかの場合に</p>

	<p>やっぱり地元企業ということでね、タクシーもやっぱり小海に残ってもらわなきゃ困るという、そういう熱い思いもあったりしながらこうした事業が始まったわけでありまして、私はそういったタクシーの事業を良くするという点からしましても冒頭で申しましたように、1500円までという区切りがあるわけですから、それ以上は利用者さんが出すということでありまして、そういうタクシーが営業としてさらに高まっていくという観点から見てもこの第5条、町内という部分を見直した方が良いのではないかと思いますけれど、改めて伺います。</p>
町長	<p>今おっしゃったように、平成8年の10月に町営路線バスが開始をしたわけです。その理由としては、千曲バスの撤退に伴いまして弱者、特に高齢者、障害者、そういった皆さん、あるいは子供たちの足を確保するというこういった主旨でございます。それを受けて路線バスの運営審議会の中でデマンド交通がいいのか、あるいは他に小海に合った方法がないのかということも議論をし、そして、最終的にタクシーの利用助成事業、これが小海に一番合っているんだろうということで今井出議員さんがおっしゃったように地域の足として、そしてまた地域には小海タクシーという企業さんもあり、また、ねむの木という1つのNPOもありまして、そういった皆さんの活躍の場と、こういった意味からも利便性等を含めて助成事業を昨年の10月1日から開始したということでございます。確かに半年たって色々な課題というものができてきているのも事実でございます。当然事業を開始して半年、あるいは1年、2年、そういったものが経過する中で改善すべきところは改善し、そしてより利用しやすく、また、サービスの向上に繋がるような施策というものは当然やっていくべきだろうと思っております。またバスの運営審議会等にかけて、ご相談を申し上げ、今ご要望があった件につきまして精査してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
10番議員	<p>ぜひ、せっかく町長がつくった制度ですよ。住民の皆さんに利便性を使って利用していただきたいと、そういう思いの中でつくった制度の中でこうした声が、住民の皆さんの中からぜひ町内なんて言わないでという声が多々ありますのもので、そういった点然るべきところで大いに議論していただきながら改めるべきところは改めて住民の皆さんの利便性を高めていただきたいと、このことを強く要望したいと思っております。次に町営バスの運行についてですけれども、これもバスの運営審議会や色々の中で議論されて決められてきたということだと思いますけれども、土曜日、日曜日、今日インターネットを見てみると松原湖線以外みんななくなったのかな。そういう感じでありま</p>

	すけれども、なぜなくなってしまったのかということと併せて、ただなくしっぱなしということではないと思いますので、その後の対応はどのようにされたかという点を伺いたいと思います。
町民課長	お答えを申し上げます。本年の夏のダイヤ改正に向けての中で、町営バスの親沢線でございますが、土日運行を廃止したということでございます。経過につきましては、昨年来から昼間のバスの運行について、それからタクシー助成事業等をバスの運営審議会の中で研究を、検討をしましてまいりました。その中で昼間のバスについては、平日でございますが、それらについては利用者もあるということから、それから運行のダイヤ編成の中で工夫することによっていいのではないかとということの一定の結論が出たということでございます。これについては昼間の一部路線について、昼間運行、朝夕運行にしたかどうかという提案でございましたが、それらについては継続ということでございました。これの大元は、空のバスが非常に目立つというご批判があったということでございます。それらを踏まえ、親沢線のみ、松原湖線を除く、他に三路線ございますが、松原湖線を除いては親沢線のみ土日の運行が3月までであったということでございます。これの利用状況が非常に低いということでございます。それを踏まえてバスの運営審議会の中でもご協議を頂き、4月からバスの土日運行を廃止したということでございます。廃止に伴いまして、地区の皆さんにはバスの時刻改正の時刻表の配布に併せてチラシも配布して周知徹底を図ってまいったということでございますが、その代わるものというものは特段用意しないということで現在に至っております。
10番議員	親沢線の土日の利用状況が低いと。ゼロじゃないのだよね。ゼロじゃないから私どもが選挙なんかで歩くとどうしてだいという話になるわけですよ、町長。私は選挙の時、川平の方の工事をやっております、バスは通行止めと、親沢まで行って、川平まで行かないと。道路の迂回路を確保したということで、川平の皆さんがあの町長は車に乗れない人のことを考えてないということを行っている皆さんがあると。あなたの地元ですよということで私は選挙の時に町長に言った覚えがありますけれども、町長はその後慌てて色々、ちょうど春のお祭りの頃でしたかね。地元の皆さんとも色々相談をされ、対応されて、工事の進捗状況などもあったのですけれども、それなりの対応をされたという点は私も理解しておりますけれども、問題はやはり利用者が少ないからやめちゃうと。後は何もしないと。こういう行政でいいのかということをお私思うのですよ。それは最後の最後のゼロまでやれなんていうそんな際限ない話は、私はする必要はありませんけれども、するつもりも

	<p>ありませんけれども、やはり親沢線が土日も残ってきたというのにはそれなりの事情も経過もあるし、それから今は夏場だからいいけれども、やっぱり部活の子供たちに対する要求、足の確保、こういう要求は若いお母さんたちからものすごくあるのですよ。迎えに行ける皆さんはいいのですが、迎えに行けない皆さんは子供が部活やめちゃうのですよ。ある小学校のお父さんとも話したんですけれども、子供が野球やったりスケートやったり、色々活発で元気な子でしたけれども、やめてしまったと。親が対応できないって言うんですよ。結局そういったことなんかは親が面倒見れる人、そう人たちしかできなくなっていってしまうと。いわゆるこれが住民の皆さんの足の確保と同時に、子育てとしても、また先程も子供たちの教育環境の素晴らしさという議論がされましたけれども、私はやはり小海町というこういう地域の特性の中で、住民の足の確保をどうするかということが本当に真剣に考えなきゃ、利用者が減ってきたからやめた、後は知らないというような対応の仕方は、私は親切な町づくりというふうに理解できないわけにありますよ。ぜひ、部活の子供たち1人残らず云々というわけにはいきませんが、やはり行政がどこまでそういったことでできるかということがやはり課題として議論を詰めていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>はい、お答えを申し上げます。バスの運営審議会の中でもその点につきましては議論いたしました。当然、委員の中には保護者の皆さんも、また学校の教頭先生方も審議会の委員としてご参加をいただいて、同時に審議をしています。結局多く出された意見というのがクラブ活動で、特に部活が終わった後利用する、あるいは朝、土曜、日曜に部活に行く。なかなか1本という時間については、時間の設定が難しいし、なかなかその時間に部活が始まる、あるいは終わると、こういったことに設定するという事は非常に難しいと、ですからあるお母さんですけれども、当番制じゃないんですけれども、そういう形でお互いに協力し合いながら工夫して送り迎えをしている、こういった実態もお話をされました。反面、空のバスを多く走らせる、これもいかがなものかなと、その辺についても我々も多少我慢しなくちゃいけないかな、こういったご意見も出され、最終的にやむを得ないということで意思統一ができ、土曜日、日曜日、祭日、これの昼間のバスについて廃止にしたということでございます。当然先程町民課長が答弁いたしましたように、本当に1ヶ月に8日、あるいは9日あるわけですが、そのうち1回とか、あるいは2回とか、そういった利用度しか実態としてはないということも踏ま</p>

	<p>えて、そのように決定をさせていただいたということでございますので、ぜひともご理解をいただきたいし、またその点につきましては、親沢、川平地区の皆さんに特別なチラシを作って周知徹底をし、ご理解とご協力をお願いをさせていただいたといことですので、よろしくお願いたします。</p>
<p>10番議員</p>	<p>部活に対する町営バスの対応というのですか、そういったことは私も自分が子供を保育園出している頃から、当時は千曲バスだったのですけれども、通園バスを出して欲しいということで運動もしながら現在の町営バスになって、通園、通学を大前提とした町営バスの運行という形でこの間私はずーっとやられてきているというふうに思いますけれども、そういう頃から部活と、部活に対する子供たちの通学の在り方というのも一貫して議論されてきた中身なのですよね。一番苦勞な所なわけだ。行政だってそれだけでは対応できない部分も財政的にももちろんあるわけですし、非常にご苦勞なところがあるということで、話の意味としては分かるわけでありましてけれども、やはり地域の皆さんにお知らせをして終わりにしたと、要するにサービスは後退させたということで、それは致し方ない現実だというふうに思いますけれども、私はやはり今日は4点の選挙の中で町民の皆さんから寄せられた声を今日届けさせていただいたのですけれども、行政としても様々な事情もあるし、考えもあると、しかし私は最も視点をずらしてならないのは、目的は何のためにあるのかという点をやはりしっかり持ちながら、色々な要綱をつくるにしてもそうですし、バスの運行を決めるにしてもそうですけれども、やはりこういう目的から、極端に言えばそれるような、ちょっと話が違うじゃないかというようなこういう行政のやり方というかあり方というのが私はなんでなるのかなといつも思うのですよね。やはり町長も町民の目線に立って、町民本位の町政をということで、3年前の選挙では訴えてやってきたわけですから、そういった点では職員の皆さんと一緒にあってそういった部分の努力というのを、具体的な部分でね、進めていただければというのが一つお願いでありますし、それからもうひとつ、時間があれで申し訳ないですけれども、人間ドック私やったのですけれども、その時にCTも続けてやったわけです。人間ドックでCTをオプションでやると7000円かかるのですよ。それで実は町から送られてきたらせんCTの肺がんの検診のお知らせを見させてもらったら、らせんCTは1000円出せばできるということを私は初めて知ったわけですよ。ですから、さっきまではいいことがちょっと縮んでいるという話しはしたのですけれども、せっかくやっていることをやはり住民の皆さんにどう知らせるかという、そういった点での努力というのです</p>

	<p>か、そういったものをぜひもうちょっと工夫していただきながらぜひやっていただきたいと。脳ドックのことを町のホームページで調べたら、町民課に聞くよう出たわけです。小海町の間ドックってGoogleでひいたら公民館報が出てきたのです。ですからね、まだまだ町のホームページも見にくい所がいっぱいありますし、住民の皆さんに情報を提供するという点での部分の工夫をぜひお願いしながら、最初に言いました初期の目的達成のための改善的な努力という点を伺いたいと思いますけれども、お願いします。</p>
町 長	<p>まず、広報の関係でございますけれども、町の広報につきまして、実は新たな事業を開始する時、例えばタクシーの助成事業を開始する時、こういった時には大きく周知徹底を図るために色々な面で広報をすると、こういったことをするのですけれども、往々にしてその後は一切広報しない、こういったことがあってはまずいということで、前々回の広報から各課で時々広報として町民にお知らせをしたい、こういった素晴らしい事業をしていますので、該当の皆さんはぜひこういったものをご利用くださいと、こういったものを新たに加えるということを前回から私の方で指示をだし、今後もずっと各課でお知らせをすることについてはお知らせをしていくよという形をとらせていただいています。もう1点、ホームページの関係ですけれども、ホームページにつきましては今ご指摘を頂きましたので、それについてはやはり統一していかないとまずいと思いますので、これは今課長も聞いておりますし、下の事務室にも流れているということでございますので、それぞれまたしっかり対応してまいりたい、このように思いますのでよろしく申し上げます。</p>
10番議員	<p>ぜひ情報発信という点でね、また色々努力していただいたり、町の様々な制度などでより充実し、住民の皆さんにその利用で喜んでいただけるようなそういう制度設計を高めていただきたいというふうに思います。最後にインターネットの話がありましたけれども、八峰の湯のブログが18万人を超えている皆さんがしてくれているんですね。いつ頃からのカウントか分かりませんが、やはりせっかくそういった良い情報源もあるわけありますから、そういった部分での充実というのも各課で責任を持ってきちんとやっていただければと思います。特に八峰の湯のブログはね、23時15分とかね、夜中にやっているのですよ。私はやはり誰かが責任を持ってその部署を持った時に物事は進むけれども、皆でなんて話をしていたらいつになっても私は直らないと思います。ぜひそういう具体的などころも見ていただきながら町発展のために、互いに努力しようではありません</p>

	せんかということをお願いしまして、私の質問を終わります。
議長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。以上で、本定例会の一般質問は終了いたしました。なお、今後の予定といたしまして、明日7日、午前10時から現地視察を行います。視察箇所については中部横断自動車道残道埋立地及びアクセス道路となります。なお、服装は作業着をお願いいたします。靴は天候にもよりますが、長靴でなくても構いません。また、現地視察終了後、概ね午後1時から全員協議会を行います。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (時に15時07分)</p>